

第十九回 参議院農林委員會會議錄第三十四号

昭和二十九年五月十三日(木曜日)午後二時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君

理事 宮本 邦彦君
戸叶 武君

委員

川口爲之助君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
小林 孝平君
松浦 定義君
鈴木 一君
鈴木 強平君
保利 茂君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林省畜産局長

事務局側

常任委員

會専門員

食糧庁業務

第一部長

伊東 正義君

議員派遣要求の件

食糧政策に関する調査の件

(食糧管理に関する件)

酪農振興法案(内閣送付)

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から農林委員會を開会いたします。

最初に、今回の凍霜害及び北海道を中心とする暴風雨による被害調査の件であります。先ほどの御審議の結果、取りあえず凍霜害につきましては、群馬、埼玉、栃木の三県に現地調査のため議員を派遣いたしたいというふうにお話になりましたが、その日時或いはお出でになるかた等については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

なお、北海道のほうは他の委員會等からも御要求があるようでありますから、その旨を議院運営委員會のほうにその意思を表したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めまして、さように取計らいいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 本日は臨時議定給付安定法の審査の予定でありましたが、かねてから要求しております日本開発銀行からの資料は、再三の督促をいたしておりますが、まだ提出がございませんので、過般の委員會のお話合によりまして、本日は審議を見合わせることにいたしました。

○委員長(片柳眞吉君) 次に食糧政策に関する調査という意味におきまして、食糧管理に関する件につきまして、かねて小林委員から農林大臣に対して緊急質問の要求があつたので、この際小林委員から質問を願うことにいたします。

○河野謙三君 硫安コストの資料が未だに出ない、従つて本日は審議に入るわけに行かん、これは挙げて政府側の責任であります。この際この審議に入る条件として、コストの提出がない限りは審議に入れないというところを確定すると同時に、その場合によつて起るところの審議の遅延は政府側にその責任があるというところを、この際委員長からはつきりと確認の上、政府に申入をしておいて頂きたい、かように思います。

○委員長(片柳眞吉君) 了承いたしました。なお、先ほど申し上げましたように、農林、通産両省からも開発銀行の資料を早く出すように、両者を通じて今督促をいたしております。

○小林孝平君 去る七日に農林省では米の生産量の主管部長を招集されまして、二十日乃至十八日の米の配給のうち、十五日は従来通りその生産した内地米を配給するけれども、あとの三日乃至五日は外米を廻して配給するということを指示されたようであります。私はこの問題について農林大臣に二、三お伺いしたい。

最初にその問題に入る前に、農林大臣にお伺いしたいのは、農林大臣は現行の米食率を維持するということをし、言明されておるのであります。それによつても、それは現在もお考へには変わりございませんか。今年の場合によつてはその現行米食率を変更される意思が多少でもおありになるかどうかをちよつとお尋ねいたします。

○國務大臣(保利茂君) しばしば申し上げて参つておりますように、昨年の作況が思ひより悪いという事案に立ちまして、配給をどうするかという問題とは、まあ朝鮮の非常な問題であつたわけでありまして、いざいざいたしましても、配給日数を落とすということとは非常に合所に対して急激な変革を要することになるから、そのことにおいてはいろいろ問題もあろうと思ひますけれども、ともかくも現行の配給日数は維持して参りたい。併し食糧管理の現況からいまして、将来ともこれが不動のものであるという事はなかなか言ひ切れるものじやございせんけれども、私としては、当米穀年度に關しましては配給日数を維持して参るといふことを申し上げて参つたわけでございますが、今日もその考えは少しも変わっておりません。

○小林孝平君 当米穀年度は維持するとおっしゃいましたけれども、来米穀年度についてはどういふふうにお考へになつておるかということをお尋ねいたします。

○國務大臣(保利茂君) 来米穀年度のことはまだ申し上げません。

○小林孝平君 農林大臣はすでにお忘れになつたかも知れませんが、麦の統制撤廃の際に、あの附帯決議として衆議院において米食率の均一化を図れということの附帯決議があつたので、それはどういふことであるかと言へば、麦の統制の撤廃をしますと、あとは麦と米と一緒に合せて三十日ということであつたから不均衡になる。残つた或る所は二十日、或る所は十五日、こういうことになつて、将来これは不公平であるのじやないかという議論が出るというのを我々は恐れて、委員會において農林当局にしばしばこの問題を話した際に、農林当局ではさういふことは、絶対将来この従来の米食率を維持して、これを一律に十五日にするというふうなことがない、こういうことを言明されたのです。併しこの不均衡という意見が出るから、それは成るべくこれを均衡にして、成るべく二十日に全部したほうがよいという意味で、この均衡を將來図るようになつて、この附帯決議をしたのです。ところが先般この月曜日に、この問題を今こゝから本格的にお尋ねいたしますが、外米配給の問題に關連して、食糧庁長官はこの先般の麦の統制撤廃の際に、衆議院においては米食率の均衡化を図れという附帯決議が付いておられますから、その趣旨に則つて多少この米食率を切下げること止むを得ないだろう、さういふふうに國會において決議をされたのですから、さういふ趣旨によつてやることも止むを得ないだろう、さういふことを言われたのです。これ

は非常に大きい問題なんです、まさか農林大臣はそういうことをお考えにならなと思わなければ、念のためお尋ねしておきます。

○國務大臣(保利茂君) ちよつと私御質問の点がどこにあるかつかみにくいような感じがしますが、そういう決議があつたとすれば、決議の趣意は尊重して参らなければならぬことは当然のことでございますけれども、併し当局者としてはできるだけ、何と申しまして米食の強い執着の上に立つて食生活を営んでおるわけでございますから、米の配給はできるだけ多く私どもといたしてはいたしたいわけでございます。そのためには最善の努力を払つて参るつもりです。そういう決議があつたからいつでも切下げていいんだというふうな考えは持つべきじゃないだらうと私は思います。

○小林孝平君 いろいろ決議があつたからと言われますけれども、その決議というのは多いほうに均一にするという決議案なんです。それを農林省では勝手に低いほうに均一にするように解釈されているという点を、食糧庁長官はそういう解釈をされたけれども、農林大臣はされておるのかどうかということをお尋ねしておるのです。されておるか、していないかということだけお答え願ひたいと思います。

○國務大臣(保利茂君) 私はそういう考えは持ちません。できるだけ一つ米の配給は改善して参りたいという気持を持つております。

○小林孝平君 そこでこの七日の會議では、農林省では従来、例えば新潟県の例をとつて言へば二十日の配給なんです。そのうちその二十日は勿論新潟

県で生産した米を配給するのですけれども、今年からこの二十日の米の配給を十五日だけ内地米を配給して、あとの五日は外米を配給するという決定をされたのです。これは生産県について全部こういう措置をされたのですけれども、これは全く食糧管理の立場から言へば無意味だと思ふのです。無意味であるばかりでなく、食糧管理を非常に混乱させる虞れがあると思ふのです。先ず第一に、消費地における外米の配給日数が比較的今度多くなつたから、それでは困るから、この生産地に外米を廻してそれを多くしよう、と、こういうことなんです。具体的に言えば生産府県において五日外米を配給すれば、東京では一日と幾らかの内米の配給が多くなる、こういうことを理由にされておるのです。そこで我々そんなことをやるために五日分も外米を新潟県やその他東北、その他岡山とか、そういう県に外米を廻すなどということも、これは輸送上からも非常に無駄だ、それが先ず第一点、第二点、第三点、そういう生産地では食糧慣れな、都會地の従来食糧に慣れたおつたところでも困るというのに、僅か一日分の米を消費地に配給するようにしようとして、そのために五日も今度外米を配給されたら、生産地の人々はこれは配給辞退をすることは必須であります。周囲には相当の米が一応あるので、この配給辞退をした米が無駄になつて又東京に戻つて来るということになる。農林省は外米を五日間生産地に廻すということを言われるけれども、これは文字通り廻すのであつて、東京から東北などに行つて、それが配給辞退になつて又東京に戻つて来るという

事態になります。これは実に愚の骨頂です。そのあとどういうことになるかという、今度配給辞退をしたのだから、恐らく米は要らないだらうということ、農林大臣は米食率は今確保すると云われたけれども、結論において米食率を、三日乃至四日間配給辞退があつたから、今度は月十六日にする提です。若しそういう前提でなければ、こんな無駄なことをやる必要がない。どういふわけであつたか、これを食糧管理上どういふ理由があるのかというのをもう少しはつきりして頂きたいと思ふ。

○國務大臣(保利茂君) このことにつきまして、食糧庁長官から御説明申上げておると思ふわけでございます。無論生産地におかれても相当の御不満があるということは承知いたしておるわけでございます。併しこの食糧の關係は、一体國が食糧管理を非常な犠牲を払つていたしておるゆゑ、結局この生産地と消費地との關係を調整して、生産者も消費者も乏しき食糧を不平等に足らないということ、これはもう根本的に足りないものでございますから、どこかに不平が生じましたら、それども、その不平をできるだけ全体で忍び合つて行くといふところに國の管理の意義があると思ふのであります。そこで端的に申しますれば、一方には十八日の内地米の配給がある、或いは二十日の配給があるという中でも、せめて消費地に十日ぐらいの配給が維持されておれば、消費地のかたもまあまあよくともあつた外米でということに忍んで今日まで来て頂いておるわけでございますけれども、昨年の作況からいたし

まして、國で買上げております米が二千万石余というふうな状態で、止むを得ず七日前後の内地米しか消費地に配給できない。で、三日、五日こゝなまずい外米を持つて来たつて生産地は足りやしないというお話でございますけれども、これは私はそういうことではとても内地の食糧問題を改善して参るといふことはできないと思ふので、どうしてもこれは一つ生産地におかれども、やはり内地米、外地米の品質から来る嗜好というものは、これはきまつておるものでございますし、やはり米の生産地の中におつても外米も或る程度食べよう、そうして六日とか、一週間というところに幾らかでも廻してやろうという気持ちの起きなれば、私はとても先ほどのお話のいふやうな配給の均一というふうな点にも近づくことはできないと思ひますし、問題の今回の措置は決して配給日数を落す前提としての措置では断じてございせん。配給日数は維持して参るけれども、生産地のかたも一つ、東京あたり消費地が約十日のまずい外米の配給を受けておるわけですから、せめて三日、五日の配給日数の中で御辛抱願つて御協力を頂きたいという趣意に全然ほかならんわけでございますから、これは一つ今日の事情から曲けて御了承願ひたいと存じておるわけでございます。

○小林孝平君 生産地の人に協力せよ、協力をすべきが当然である、こういうお話でありますけれども、私はこの生産地の人々が米を食ふべきであるとか、ないとかいふ議論をやつておるのじやない、現実的に今の政府のこの政治力を以てしては、協力せよなどとい

うことを言つてみたつて何も効果はないといふことを言つておるのです。現にこういうことをおやりになるなら、五日配給して一体どういふ配給事態が現実になるか、そういう起る可能性があればどういふ手を打つべきかということの研究されてやるならまだ考えようがあるのです。この間の會議はそういうことの意味を聞くのかと思つたら、これは指示をしたのです。これは変えませんと言ふ、こういう話です。そこで今の内閣では、あなた大臣でおられるので甚だ恐縮でありますけれども、ふら／＼していつ潰れるかわからない、こういう状態で、それで以て内地米を五日外地米に切替えるべきであるといふことを幾ら東京で言ひになつても駄目だといふのです。向うが結局配給辞退をしてしまふと思ふのです。そうすれば現実に米食率の切下げにもなるし、それから輸送事情が相当逼迫しておるのに、東北まで米を持つて行つて又東京に持つて来るなんというところは、文字通り米を廻すということになるといふことを申上げておるのです。そこでそういう配給辞退を生じたために手を打たれるのか、協力を求められるのか、その点をお尋ねいたしたいと思ふのです。現に産地の新聞では正直者がばかを見る、外米配給政策などといふことで非常に願ひでおるのです。その点どういふふうにお考えになつていますか。聖人君子ばかりじやない、一般の平々凡々の市民ですから、高遠なる理想を説かれても駄目なんです。

○國務大臣(保利茂君) 決して高遠なる理想とか、何とかいふことではございませんで、要するに片方は六日、

七日しか内地米が食べられない、そこでせめて半日でも一日分でも十八日乃至二十日の配給を受けられておるかたが同じ気持ちでやつて頂けるならば、又私はやつて頂けると思いますが、消費地において今日非常に苦しんでおる食生活を考えれば、何とか一つ御協力願えるのではなからうか、併し又急激に変えろという事は、これは非常に慎重を要するわけでございますけれども、同時に私もいたしましては、これも又今度こういうことを申上げると消費地からお小言を頂くと思いますが、生産地に廻します外米につきましても、できるだけアメリカの南部米であるとか、そういう比較的取付きやすいところから取付けて頂けるような措置も十分講じて参りたいと考えておるわけでございます。決して理想がどうか、こうとかという事でなしに、とにかく幾らかでも辛抱し合つて行こうじゃないかという気持ちがなければ無論私は駄目だと思ひます。その気持は今日生産界の戦後の供出の実績からいたしまして、御協力頂けるのではないかと、御期待いたしておるわけでございます。私もまた又なすべきことは十分なして行かなければならぬと思ひますから、こういう点につきましては又御意見を十分承わりたいと思ひます。

○小林孝平君 協力するとかしないとかというのは、今農林大臣は戦後の供米の実績から考へてと言われるが、これは農林省が対象とされたのは農家を対象にされたからさうだつたのです、今度は一歩の消費者です。そこでこの周囲にはともかく米があるので、

す。大体生産地の人は人がいいので、大体あなたの言うことは聞きますよ、聞きますけれども、現に傍らに米がふんだんにあるのです。理窟をあなたはおつしやるのです。私はすぐあなたのお説に感心してしまふほうなんだけれども、現地にいるものはそれはいいかんです。農林大臣が一々個別にやられるわけじゃないのです。せいふ、文書か何かで行くんです。そんなものを見て隣りにはたくさん米があるのです。その米を買つて食つて配給辞退ということになるんです。それはならぬという具体的なその証拠なり、確信がなければ、これは全く無敵な政策だ、こういうことになる。私はなるだろうと思ひ、うちやこれは駄目だと思ひ。私は外米とか、内地米をうまくいとか、まずいとかいうことを言つてゐるんじゃない。これをやれば必ず配給辞退が起きて、さうしてこれは周囲の米を買つて食う、さうすれば闇米の値段が高くなつて東京に米も少なくなる。さうすると、今までは一日余りも闇米を買つていた人も今度はその闇米が来ないということになる。だから政府はこういう措置をやつて、一日〇・二か、〇・三を知りませんけれども、それだけ内地米を多く配給したために一・三の闇米が買えないことになる。結局においては同じことなんです。これは農林省だけで自己満足されているのです。そういう点はどういう見通しを立ててやられてゐるのか、確信をするとか、協力するだろうとか、さういふことでは納まらぬと思ひます。その点を……。

○国務大臣(保利茂君) 多数の配給をいたす、多数のかたが配給をいたしておるわけでございますから、一人々々

の御事情もあらうと思ひます。いろいろの場合が起るだらうと思ひます。それは成るほど内地米だつたら二十日分まる／＼と、外米ならもう要らんというかたも出て来るかも知れません。併し私もとしましては、今日の食糧事情からいたしまして、決してその生産界に御無理を願つておるけれども、まあ無理は無理でございませうけれども、今更から言ひますと、全体の事情から言へばお力添えと申しますか、御協力願へる程度の御無理じやないかと思ひつてございませう。外米の質等につきまして、配給いたします外米の質等につきましては、もうできるだけ配給いたして参りたいということ、ただ併し実際五日廻した方がどれだけ確実に一体どうなのかということ、これは実際やつてみないことにはわからぬのじゃないか、いろ／＼見通しはあらうかと思ひますが、事情止むを得ず、さういふわけでございませうから御了承願ひたいと思ひます。

○小林孝平君 非常にこれは大臣は事務当局の案をそのまゝお呑みになつてさういふことをやる、もう少し政治的の考慮をお払いになれば、これは實にばかげたことであるかということがあることになる。先ず第一に、政府はこの總理大臣の施政方針の演説の中に、米にこだわることをやめて、粉食とか、或いは人造米とか、さういふものに重点を大いに入れてやると、これだつて本当はおかしいのだけれども、さういふことを非常に堂々と宣言をされたんです。さういふことを宣言をされたなら、この都会地においてこの内地米が少し減つた、だから外地米は困るというよりなときにこそ、さういふ今

の施政方針演説の中に盛られた、さういふことを徹底的に宣言されたいといふのです。特に生産地に廻すようなタイ米、生産地の人は内地米と大差ないといふ喜んで食うといふようなタイ米があつたら、そんなものは都会地に大いに配給されたいと思ひます。無敵なことを非常にやられてゐると思ひます。さうして而もこの配給辞退があつたとき、配給辞退すればまだいいのです。まあ米が配給になつたのを、これを配給を辞退するとちよつと休裁が悪いからもらつておけなどという事で、そのらの鳥の餌にしたり、或いは臭くして食べられなくなしたりするから、二重にこれが無敵になる。それは東京に戻つて来れば又配給すればいいけれども、戻つて来ないから二重に無敵になる。だからその上一方で配給辞退をして周囲にある米を食うといふことになるから、先ほど申上げたように東京に米が闇米が少なくなる、現実に闇米があるのだから仕方がありません。さういふことで結局日本の食糧事情全体から言へば窮屈になつて来る。そこでまあやることにきめられた、私たちは幾ら言つても恐らくこれはなか／＼変えられないだらうと思ひます。そこで仮にこれを六月一日からおやりになつて配給辞退が相当出たといふことになつたら、これはおやめになるかどうか、当然おやめにならないか困ることです。おやめになりますか。やめないでやはり相当米を無敵にしても何かそのまゝ続けてやられるか、その点をやめるか、やめないかだけ一つお尋ねをいたします。

○国務大臣(保利茂君) これはまあ今申上げましたやうなことで来月から是非やりたい、やらして頂きたいということ、その線をやつて行くつもりでございます。

○小林孝平君 おやりになつたあと、これは配給辞退は必至なんです、今の情勢では……大臣はさうおつしやるけれども、私はもう生産地にいるからよくわかるのです。而も最近はおんなさん／＼農林大臣におだてられて米を供出した。ところが今度はこんなことで又ばかをみた、今度はもう今年の米の供出は協力できないという空気が相当出ている、生産者においてもさうだ、消費者においてもこれはもうしよつ中その東北とか、新潟とか、さういふ人のいい所はばかりかみておる、さういふことを言つておる。とても協力なんかしませんよ。そこで配給辞退は必至なんです。そこで三日配給辞退になつたら大臣はこの制度をおやめになるかどうか、それでも配給辞退でも続けておやりになるのか、その点をお尋ねしたい。

○国務大臣(保利茂君) 配給辞退、五日分、三日分は配給辞退というやうなことは想像もいたしてございせん。お話をございませうけれども、先ほど小林さん御自身がおつしやいましたように、今度の措置は生産者に対する措置じゃ無論ございせんし、消費者に対する措置でございせん。又米がどうもまゐるでありますが、それだつたらもう少しございませう、それだつたらもう少し供出を願わなければならぬといふやうなことはむしろ考へておるのでございませう。私はこの問題は決して事務当局の言うことにそのまゝ無批判にこの措置をとるといふやうなことではなかつたのでございませう。個人のことを申上

けて甚だ恐縮でございますけれども、私も郷里は生産県でございます。隣りには極端な消費県でございます。長崎県、同じ長崎県の人で米が少いから長崎市民は六日、七日しかありません。佐賀では米がとれるから、佐賀や唐津の市民は十八日分の内地米を食べる。これは到底私自身としても割切れません。何とかそこを多少の均一調整のお互いの協力関係が結ばれて行くというところに一つの食糧政策の前進があるのじゃないかというのを絶えず考えておつたわけであります。今日の状態からいまして、甚だ不本意でございますけれども、大消費地の実際の生活の現状からいまして、たとえ半日でも一日分でも生産県の御協力を頂いて改善することが、改善にはなりませんけれども、幾らかでもその欠点を補うことができればということでやらして頂きたい、こういう考えでございます。

○小林孝平君 この間米がそんなにあれば供出したらいというお話は、これは実際現に周囲に米ができるんです。これを皆東京へ持つて来るわけです。だから手近なところにあるからこんなに無理して、この生産地の意見を全然聞かないで、こういうことをやるから政府に協力しなくなつて、こういう間米を買うことになる。こういう意味なんです。だから現実に聖人君子じやないのだから、みな平々凡々の一般の市民ですから、やるのです。配給辞退が起きますのです。だから私はそういう事態が絶対起きないと思つてゐるとおつしやつても駄目なんです。起きたらどうするか、二日乃至三日の配給辞退が起きたらどうされるかとい

うことを聞いてゐるのです。そのくらの準備はやはり必要だと思つてゐるのです。確信だけでやつてもつたら困るのです。これは生産地を代表して言つてゐるのではない。日本の食糧事情が非常に逼迫してゐるから、そういう無駄が少しでも起ると困ると思つて申上げてゐるのです。

○国務大臣(保利茂君) 食糧当局でも細心の注意を払つてやつておりますから、考えなければならぬ、又考え直さなければならぬ事態が生ずれば、これは無論考え直ししなければならぬと思つて見ても、ともかくもこれでやつて見てからのことにいたしましたと思ひます。

○小林孝平君 一応やつて見てと言つたつて、六月からやつて一月の間にこの事態がはつきりするのです。やつて見てからでは遅いのです。今から準備をする必要があるのです。配給辞退になつたらやめる。一日くらい配給辞退なら続けてやるが、二日ならやめるのである、或いは三日ならやめる。そのくらいの準備はやはり必要だと思つてゐる。現に又農林大臣は今やつて見て多少考慮しなければならぬ事態が来たら考慮するとおつしやいましたが、その考慮するというのは、二日乃至三日配給辞退が出たような場合は取止めることを考慮するといふふうに考へてよろしうございませうか。

○国務大臣(保利茂君) 配給辞退があるという、辞退されればそれはそれじや配給辞退がありますから、内地米をすぐ復活するといふ措置はなか／＼とりにくい、だらうと思ひます。

○小林孝平君 だから初めから私は申上げてゐる通りに、この措置は結局米

食率の切下げの前提であるということに申上げたのです。政府はいろいろ考へて米食率を切下げようと思つてゐるけれども、なか／＼切下げるわけには行かない。そこで今度非常にいい考えを出して、こういうことをやつて配給して結局配給辞退になる。そこでまあ配給辞退したなら要らないだらうというところで、配給しなければ米食率の實質上の切下げになるじやありませんか、これは非常に大きい問題だと思ひます。

○国務大臣(保利茂君) 私はもう率直な感情を申し上げますけれども、若し生産県の御意見であるとすれば、少し私は今日食糧事情から言つて出が過ぎるという感じがするのです。無論今日東京の実際の、小林さんが日々食生活をやられてゐる現状からいまして、これはどうも少しそれは全体から、これは業者がやるとか、何とかいうことな問題は別でありまして、この程度の御協力を願うといふことは私はきつ／＼止むを得ないのじやないかと感じますけれども、併し御趣意の点は十分注意をいたして参らなければならぬと思ひます。

○小林孝平君 私は生産県の意見を代表して申上げてゐるのじやないのです。日本の食糧事情全体から言つてこれは非常にマイナスになる。こういうことをやつたら混乱を来たして、だんだんそれはやがて今度は供出にまで轉じて来て非常に混乱すると思つてから申上げてゐるのです。私は内地米、外米などにそこだわらないというむしろ意見なんです。むしろ大臣より更に

こだわらない意見なんです。大臣は非常にこだわつていらつしやるから、こんなことをおやりになる。私はそんなこだわらなくてもいいじやないか、そこにあるものを食べて、なければ我慢しなければならぬじやないか、私はこだわらない。むしろ自由党政府の総理大臣の施政方針演説に共鳴しておる。ところが大臣はそれを自分でその原稿を書かれて、今はそれを無視して非常にこだわつておられる、非常にこれは自由党の食糧政策は矛盾してゐることの一つの現われだと思つておる。そうしてこのくらいは止むを得ないだらうなどと、こうおつしやいますけれども、今国で統制してゐるのは米だけなんです。よほどの事情があるからこういう統制をやつておるのです。だからそういうようないろ／＼の不合理的が起るのは当然なんです。それを一部には統制をやつて生産者に非常に強力な圧力をかけておきながら、一部では公平にやろうといふようなことは悪平等であつて、政治の本質から言つてとらざるところだらうと思つて。こんなことはいいけれども、結論としては配給辞退が相当あつたら考慮する、その考慮するというのは、この制度の緩和或いはやめる、これは誤まりであつたからといつておやめになると、今の御答弁から解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(保利茂君) この配給関係から行きますといふと、現在の消費地十五日、生産県十八日乃至二十日といふことがかなり意見もあり、不満を生じておる点もあることは御承知の通りであります。併しそれもお話のよう

あるから、あえてその不均衡を、不合理を十分認めつつその不均衡をやつておるわけでございます。併しそれを今だからと申して、消費県も生産県も同じ日数でということを一挙にということは、私は弱いかも知れませんが、できない、ただまあ併し都会地は六日、七日の消費を、生産県は十五日の内地米を配給されて、あと十五日以上の分について外米で御辛抱を願うといふくらいは措置は、これはまあこれほどつちみち割切つた措置ではございませんけれども、それによつて月一日分の内地米が消費地のほうに廻すことができるというところであれば、これは一つ生産県でも御協力を願ひたい、ただそれがうまく行くか、行かんか、これは是非うまく行くように御協力を願ひなければならぬわけでございます。それから先のことと断定的にお答えするといふことは今日は私は時期でないように思ひます。

○河野謙三君 今の小林さんと大臣の質疑応答を聞いておりました大臣に伺ひたいのは、今度のこの生産県の配給の質的内容の改善措置をとられた、このよつて来る原因と申しますか、理由はどこにあるのでしう。二千一百万石の内地米の集荷目標、これが非常に努力されたけれども遂に見込みがない、従つて内地米の現在までのような配給日数で行つたのでは米穀年度の切替まで持たないといふことで、その結果こういう措置をとられたのだと私は承してゐるのですが、そうじやないのですか。

○国務大臣(保利茂君) 内地米の集荷につきましては、今日も御協力を願つて推進をいたしておりますから、従つ

てその結果が最終的にどうなりますか、私も二千五百万石を目録として努力を願つておるわけでございます。

ただ新年度まで持たないから、こういう措置をとるのじやないかというの、そうじやございませぬので、元々が今日の配給日数を維持して参りますためには、相当大の外地食糧に依存しなければならぬ。それが相当大消費地に外米の消費が片寄つてしまつておる、生産地のほうは少しも動きはなしに十八日は十八日、二十日は二十日ということではしんどい。内地米の配給がある、それが消費地のほうはだんだん外米のほうにそのウエイトがかかつておるといふ状態を幾らかでも、消費地のかたにも一つ随分無理を願つておるわけでありまして、かたは生産地の消費者のかたにも或る程度の御辛抱を願つて、幾らかでも大消費地の肩を軽くして頂けるといふふうにお願いをしたいというのが今回の措置であります。

○河野謙三君 私は非常に誤解しておつたのですが、実は内地米は非常に集荷も思うように行かない。併し幸いに外米は予定通り入つて来る、内地、外地の米を合算すれば、政府が従来までの配給日数は維持できる。併し内地米が非常に窮乏であるということから、止むを得ずかような措置をとらざるを得なくなつたと、私はこういうふうに了承しておつたのですが、今、大臣のお話ですと、そういうことは全然理由になつていないわけですね。あなたの食糧、特に米の配給に対する一つの思想と申しますか、根本的の考え方から言つて、例えば東京の例をとるならば、同じ国民でありながら東京の都民

は純内地米は僅かに六日である、あの九、十日は外米を食つておるのだ、ところが生産地といへども同じ日本人でありながら、生産地では二十日は米を食つて、而もそれが全部内地米だ、それが大臣としてのあなたの根本的な考え方が、これに同意できないということ、これを修正して行くのだ、こういうことなんですか。そういうふう

に了解していいですか。

○国務大臣(保利茂君) どこが違ふか私にはわかりませんが、修正をする、しないということではなしに、先ず大消費地のほうに外米が片寄り過ぎておるから、生産地のほうでも一つ御協力を願いたいということでありまして。

○河野謙三君 そうしますと、今後の生産地におけるところの米の配給の二十日なり、十八日なり、十七日というものは、一方の消費地において十五日、而も内容は先ほど申上げるように生産地の内容とは違ふものを持つてゐる、こういうものを比較されました場合に、これについて大臣は配給日数について根本的に将来とも変へる意思はない、こういうことですか。

○国務大臣(保利茂君) 先ほど小林さんにお答えいたしましたように、将来のことを断言するだけの見通しは私は持ちませんけれども、当年度に關しまして限りは現行の配給日数を維持して参りたい、これが私の考えであります。

○河野謙三君 そうしますと、仮に本年は米が二千五百万石今度集まる、又は二千八百万石集まる、三千万石集まるということになつた場合は、やはり依然として生産地においては米は二千八百万石集まらうが、三千万石集まらうが、生産地の内地米は十五日である、

それで余計集まつた分は現在の消費地の純内地米は六日が七日になつたり、八日になつたり、十日になつたり、こういうことになるわけですね。そういうことになりませんか、結果は……。若し本年が平年作、若しくは平年作以上であつた場合に、そうして非常に米が余計集まつたりするといふ場合にはどうなりますか。余計に政府の手許に集まつた内地米はどこに行くのですか。

○国務大臣(保利茂君) いろいろの想像はできませんけれども、それは何ですか、河野さんの言われるのは、次の年度あたりで若し作がよくて集荷が余計できた場合には、それをどこへ廻すか、それは外米の節約に當てる、こういうことになるとおもう。

○河野謙三君 あなたの考えは生産地といへども、消費地といへども配給の日数の上からいつてもできるだけ同じにしたい、併しそれは、さばばといつて今すぐに新潟を十七日や十八日にすることは考えていない、併し質的に新潟といへども内地米は十五日で我慢してもらわなければいけません、あとの五日間は外米でやります。こういうことでしょうか。ところが今度内地米が余計集まつた場合、今年のように二千五百万石とか、二千五百万石といふのではなくて、内地米が二千五百万石、二千八百万石、若しくは三千五百万石集まつた場合のこの内地米の各府県の配給基準はどういうふうに変化して来ますかという事です。

○国務大臣(保利茂君) これはもうたとへば半日の処置にいたしましたも、軽々にどうします、こうしますという事をここで即断的には私は申上げられませんが、慎重に検討を要することだと思ひます。

○河野謙三君 私は最初、今年の集荷が思うように行かないので、とにかく持つものを持たないのだから、止むを得ず生産地にも我慢してもらつて、内地米を五日間減らして外米と入れ替へることにしてもらった、こういうふう

に了解しておつた。ところが大臣はそうではなくて、生産地と消費地の食生活、特に米の配給の内容においてアンバランスがあるから、これを一遍にやろうとは思わんけれども、徐々にこれを平均化して行きたい、こういう思想の上に、そういう言葉は使われませんけれども、解釈すれば、そういう思想の上に立つておられる、私はこの思想に非常に賛成です。小林さんはおこるかも知れないけれども、私たちのように、私は神奈川県ですけれども、これは東京もそうですが、神奈川県だつて農家は米を作つておる。消費者になれば新潟県も神奈川県も東京も消費者は同じであります。でありますから、この質的内容を公平にしよう、もつと積極的に配給日数においても私は公平にすべき努力をされる方がいいのじやないかと思ふ。大臣はそういうお考えを持つておられる。そう思つておられるなら、内地米が今度毎年々々凶作で二千万石や二千五百万石といふことはあり得ない。今度は二千五百万石、二千七百万石、三千五百万石集まつた場合、新潟は五日間減らした分を復活するといふようなお考えは、大臣の今の御説明から行けばそういう答えは出て来ない、そうすれば新潟は二十日のものを十五日に減らしつ放して集つても殖やさない。そうすれば片つ方を減すの

でありますから、余計できた分は消費地のほうに七日になり、八日になり、九日になり、プラスされて行くということになるのですが、そういう御方針ではないのですか、それは御方針として、私は幾日配給するかというふうな無理なことを聞いておるのではありません。それはわかるものではない、誰に聞いてもわかるわけはない。だけれども農林大臣の米の配給に対する基本方針はどういうことかということをお聞

いておる。特に内地米の配給の基本方針はどこにあるかということをお聞いておるのです。

○国務大臣(保利茂君) とにかく今日の十五日或いは十八日、二十日という国が配給の管理をいたしておるもので、ただ米のできる地帯、米のできる地帯でいろいろ差等を付けた配給をいたしておる不合理は一体どこからよつて来てるか、これはまあ主として集荷、供出の面にあると思ひますから、従つてそういう点をも十分考へつて措置して行かなければならぬ問題であらうと思ひます。考え方としては、とにかく国が管理をするのだから、これは全国どこでも差等があつてはならぬ。これは私は建前だと思ひます。併しそれをやろうとすると、全体が大きな不利益をこらむという虞れもあるといふことで、今日の不合理が現われて行かれておるわけでございまして、改善して行かなければならぬといふことは、もう絶えず考へておられますけれども、それじやこの場合どうなるか、あの場合どうなるか、それは場合場合で一つ慎重に検討して措置して参るといふことを申上げるよりほかは、どうも……。

○河野護三君 私は小林さんのおつしやる通り、新潟や秋田に外米を運んでも、実際問題として配給はとらないと思う。上越の国境を越えて外米を横浜その他から運んで新潟に米を入れるという必要がありませんようか。大体横浜から運ぶのです。そうして新潟まで行つて外米が配給辞退になつて、東京に持つて来て埼玉県の草加あたりに入つて煎餅の材料になるのだということでは、何と申しましてでも国全体として不経済です。そういう結論になるのは当り前です。でありますから、そこでこ

られる。これは小林さんは納得するでありましようが、私のほうの消費県では実際こんなことはおかしくて聞いていられませんよ。私はそれよりも、何も新潟の米をこつちに寄越せとは言いませんが、新潟は十五日で我慢してもらつたら、それだけこつちは半日分か、一日分殖えるときがあるだろう、そういうことなら私はいいと思うのです。大臣そういうことなんでしょう。

私はそれならば全面的に大臣の勇氣に敬意を表するのです。そうではありませんか。

○国務大臣(保利茂君) 先ほど来小林さんにお答えいたしましたところで尽きるわけですが、どちらにしましても只今の食糧状況からいたしまして、生産量の消費者のかたにも、この程度の一つ御協力をお願いしたいという趣旨に変わりはないわけでございます。

このやり方が手ぬるいとか、甘いとか、或いは相当苛酷だとか、いろ／＼な批評があろうかと思ひますけれども、食糧当局者として現状の上に立つて責任を尽くして行く措置としましては、この今とところがまあ／＼といふところではなからうかという考えでやつておるわけでございます。

ばならんと思うのですが、一体パリテイでやるとすれば、そのパリティは何月のパリティなのか、そして大体推定でどうなつておるのか、それから特別加算はどうするのか、それから更にパリティが變つて来ているわけですが、米についてのバック・ペイはどうするか、それからそういうことをきめるための米価審議会の委員の任命についてはどうするか、一つこれは具体的なことばかりですから、はつきりお答え願いたいと思います。

○国務大臣(保利茂彦) 逆からのお答

えをいたしますが、米価審議会の委員はできるだけ早くお願いをしなければならん今日、国会の各会派にも御推薦を願いますが、国会議員であられるかたをお願いするについては、承認手續が要るわけでございます。従来通りお関係で各会派にお願いをいたしてお

○説明員(伊東正義君) 大臣から今御答弁がありましたように、我々今いろいろ資料を集めて検討をしている段階であります。パリティが変更になつて価格がどうか、特別加算をどうするといふ数字としてはつきり検討する段階に至つておりませんで、大体いつぐらいに米価審議会を開いて、いつ頃生産費をどうするかという段取りだけとはれておりますが、まだそれ以上詳しく説明するような段階に至つておらないのであります。

○江田三郎君 ではその数字の細かい

ことは別にしまして、基本的な方針というものは、これははつきりしていると思う。パリテイに基く価格ということは動かない、これはよろしい。特別加算という制度ですね、そういう特別加算という制度で具体的に幾らになるかは別に、親で行くの、子、女、の。成、いはしき明加算と

か、行かないのか。強いに特別加算というものをやめなければならん何か特殊の事情があるのか、その点はどうですか。

○説明員(伊東正義君) 特別加算の点も、そういうこれはパリテイから来まして、価格がどうなつて行くという大体的にろくな要素を勘案しての特別

りません。

○江田三郎君 仮にパリティが果して具体的に幾らになるか知れませんが、一二の程度とすると、特別加算が仮にないというところで計算すると、裸、大差の場合には昨年度より値段が下ると

上つてはいかんとすることから、そういう特別加算というものをきめかねておるのか、これは原則ですからね、それがなぜきまらないのか。それを説明してもらわんとわからないが、どうですか。

○説明員（伊東正義君） 今御質問がありました一二〇は御指摘の通りで、大、裸ではそういうことになると思います。我々としてしましては、まあ今年的小麦は、こういうデフレ時代と言いますか、こういう時代は一体買入値を上げるとか、或いはどうするというよ

うなことは、非常に各方面の動向に關係した問題であり、妻の価格、米の價格にも繋がる問題でありますので、その辺のところを各方面の要素を集めて検討しているということでございます。

○江田三郎君　これは大臣にお尋ねしますが、もうきまつてもよきですか。

うなときにまだきまらんといいのだから、まあそこから議論をしたつて水掛論になるから、又別な機会に廻しますけれど、ともかくも小麦、裸麦、大麦、三麦については昨年の価格を下廻るというようなことはあり得ない、これだけは言えますか、どうですか。

○國務大臣（伊東祐兵）　いづ／＼の事務上の技術的な資料の上に立たなければならぬわけでございますし、ようから、或いはそういうことは斷言しててもいいかも知れませんが、併しそれを無視してやみくもにそうだということばちよつと申上げられないように思います。

ことはあり得ないということだけは、これは言えるんじゃないですか。少しぐらい今日は慎重ですな。

○國務大臣(保利茂君) どうせこれは私は取組まなければならぬ問題だと思つておりますが、まだ取組む段階に来ておりませんから、取組んで勉強した上でないとなつた方に十分お答えできないと思つてます。御了承願ひたいと思つてます。

○河野謙三君 関連して……。大いに取組んでもらわなければいけないので、それで取組む心構えというものは、これは先ず法的根拠だと思つて、私は一番心配して居るのは、この頃政府は法律に書いてないことをいろいろやり出すのです。例えばデフレ政策であるとか、國際情勢がどうとか、そんなことは麦の価格や米の価格をきめる上に書いてないのです。パリテイで弾き出してそれに經濟事情並びに豐凶係数というようなことは書いてあるけれども、それ以外に何も書いてない。ところが經濟事情というやつは擴大解釈をして、國際經濟事情というやうなところを擴大される虞れが非常にある。まさかお考えになつておらんでしょうけれども、麦の価格を決定する場合に、麦の國際価格というものは一切これは法律の建前から言つて考慮の外だと思つて、去年あたりの麦の價格の決定の経過を見ますと、多分に小麦の國際價格というものに考慮を払つてきめておられるようですが、本年はまさかああいうことは繰返さんと私は思ひますが、大臣、取組む前の心構えは、この國際價格と、これからきめるところの國內の小麦價格の決定といふものとの關係を大臣はつきりと割切

つて御答弁願ひたいと思つてます。これは法律そのもので行けば何も私こういう愚問を發する必要もないのですが、過去の経過において大臣から一つ御答弁願ひたい、こう思ひます。

○國務大臣(保利茂君) 私の考えは、やがて、或いは当面すでに參つておるかも知れませんが、國際的に農産物の過剩時代が到来するであらう、これは必至である、その場合に内地農産物の價格をどういうふうに行つて行くかという問題は、無論考えとしめしめは、内地價格は國際價格に左右せられなければならない措置をとつて行かなければ我が國の農家が保たれないという考への上に立つておられます。併しなから、同時に又大きい大局からみました場合に、そういうものはもう一切合切無視してかかつていいかというところにも俄かに賛成できないわけでありまして、「そこら」が危い」と呼ぶ者あり」と申しますことは、内地農業を維持発展せしめて参る上において、國際關係を全然抜きにして考へて行くといつても、これはまあ事實であるものじやないかと思ひます。できるだけ國際競争にも耐え得るやうな方向に持つて行くという配慮は必要であらうかと存じますけれども、併し当面の價格決定に當つてはさうなことを考へるべきものではない、こう考へておられます。○河野謙三君 勿論國際價格と何らの日本經濟が關係を持たずに行くといふことは、これは不可能のことでありまして、併し今までの米なり麦の價格については、外米なり外麦よりも内地米が安かつたときに、農民の犠牲において國際價格と遮断して米なり麦を安く政府はとつておつたですね。今度は二、

三年前から逆に國際價格が内地の價格よりも安くなるという見通しを以ちまして、政府は過去におきまして、すでに農産物價格安定法も出しておられるし、又現内閣がとられた現在の農産物の價格の機構も、これは飽くまで出発点は國際價格と遮断するといふ前提に立つておられるわけですね。で、私はこの法律を直さない限りは、どこまでもこの法律の建前によつて嚴然たる態度で大臣が麦の價格の決定に取組んでもらわなければ困る。勿論今あなたのおつしやるやうな、大きな日本の經濟全体から見て日本の農産物價格をどうするかという問題はあつて、それに

つきましては、別途改正すべき法律は改正する、別途とすべき農村政策はとるといふことをやつてのやらないけれども、そういうものをやらなくとも、あゝ間の檢察庁法じやないけれども、あゝの間の無理解を今度は麦の價格なり米の價格にやられたらたまたまつたものでないかと思つて、實際の話が……。であつたから、まさか保利茂大臣があゝいうめちやをして麦の價格を國際價格にさや寄せしておいて、そうしておれば今度農林大臣をやめちやうんだというやうなことはないと思ひますけれども、ここはちよつと私実は心配なところでありまして、どこまでも現在決定しております法律の建前によつて、これについてはどこまでも遮断としてこの實現を図るといふ私は御決意を、無敵のやうであります、伺いたいで、再び同じやうなことを伺つたわけですが、これを一つはつきりと言つてもらひたいと思つて。

○國務大臣(保利茂君) 法律違反をしようというやうな氣はもう全然ございませぬ。先ほど申し上げましたやうなことで、慎重に決定をいたして参りたいと思つておるわけでございます。まだ少し不謹慎であらうかと思ひますが、取組む前でございますから、多少お許し願ひて、私率直に考へておりましたのは、いつか當院の予算委員會でも申し上げておきますけれども、私若しその考へ方の方向が非常に危険な考へ方であるといふことであれば、これは是非直して頂きたいと思ひますけれども、食糧事情から言ひまして、いづれも私はなか／＼困難だと思ひますけれども、やはり食糧事情を改善して参る何から行かしまして、麦のほうはやつぱり麦を余計食べてもらわなやならん。麦の増産余力は大きい。無論その價格が不当に低ければ農家が作らないから、幾ら増産余力があつてもこれは駄目でございます。いふけれども、農家が引合ごう程度のぎり／＼の安いところで麦を供給し得るやうになることが必要じやないか。但し米は生活上のいわば貴重物資であるし、これはやはり消費者も、今日實際價格からいまして相當このために貴重な關價格を払つても消費を止めるかたも相當あるわけでございます。米は生活上の、まあそういう表現は甚だ當當でないと思ひますが、貴重物資で、而も日本の農業の主力といふものがやはり米にある、そこで農家を支へて行く商品の主力といふものは米である、而もその米が生活上の貴重物資であるといふことから、そういう宿命的な米の事情からいいますと、米の値段といふものは單なる物價論だけでなしに、相當高いところにあるのが私は本當じやないかといふやうに考へるわけでございます。い

ずれの場合もその端的には割出せないのであると思ひますが、方向としては、そういう方向で行くことが本當じやないだらうかといふやうにまあ私は考へております。今具體的な問題につきましては、先ほど申しました通り、慎重に検討して行きたいと思ひます。

○河野謙三君 大臣ちよつと、非常に御親切に御答弁願ひたのですが、米の問題に觸れられましたが、大臣は米は高いところにあるべきだと、こうおつしやいましたが、これはどういふ考へ方に繋がつて居るんじゃないですか。だん／＼米の消費者價格を上げて行つて國際價格にさや寄せして行つて、そうして米は自由販売にすべきだ、まあそういうことではないかも知れないが、そこに私は繋がると思ふのですが、大臣の考へ方は……。米は高いところにあるべきだといふ内容には、私はさういふことも一面加味して大臣のお考えを今御發表になつたんじゃないかと思ふのですが、さうじやありませんか。今の價格をだん／＼國際價格にさや寄せして行つて、まあ簡単に一年や半年じや行かんでしようけれども、二年、三年の間にだん／＼國際價格にさや寄せして行つて、さうして米は多少高くなつても自由販売にすべきである、さういふお考えも併せてお持ちになつておるんじゃないかと私思ひますが、どうでしょう。

○國務大臣(保利茂君) 私個人としては、そこまで割切つた踏込んだ上では先ほどのことを申し上げておるわけじやございません。なか／＼それは言うべくして行かないんじゃないか。自由販売といふことは、私として、まだ個人としてはその点はそこまで持つて行

くために、先ほどのようなことを言つたというようなことでは毛頭ないので、現状において考えますにということをお願いいたします。

○河野謙三君　くどいようですが、そうすると、結果においては米の高いことはこれは一応高かるべきだと、こういう御議論で、高いことを認めて行け

ば、これはいづれ大臣はそういうお考えでなくとも、結果的には闇価格と政府のきめる消費者価格とは一致するか、若しくは一致に近いことになる。そうすれば統制の意味はなくなるわけ

ですね。そうすればそこに自然自由販売ということには私はないと思うのですが、意図されている、されてはいないは別問題にしても、米の高いことの一応の前提に立つて食糧政策をお考えになる、

米傾政策をお考えになるという以上は、
そういう結果も出ることも併せて是認
しておられるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(保利茂君) 決してそうい
うところまで突き進んだ考えで申上げ

ておるわけじやございませんで、そうかといつて何でございましょうね、それじや飯にまあ自由販売にしたということで、成るほど高い／＼といつても、それは限界があるかも知れませ

ん。併し相当その限界たるや高いところにあるということは、需給関係が極めてアンバランスである。自由販売にして需給関係のバランスが改善されて行くという見通しがあれば、これは別で

ございますけれども、その改善の見通しなしに行けば、自由販売となれば、その限界が一体どこに行くかということとはちよつとむずかしいんじゃないかと思ひます。そうでなしに、私の申上

米である、従つてこの米というものは日本の農家が全部これに支えられるわけでありますから、従つて農家経済を保つて行くための米の価格というものは

相当高いものであるということは、これはどうも消費者においてもお考えを頂かなきゃならん点じゃないかということを考えておるわけでございます。

○佐藤清一郎君　私は折角大臣がおられますから、この際凍霜害で陳情が再々あつたわけですが、この間は北海道の被害に対して大臣の答弁を聞いておるわけですが、凍霜害に

ついでには昨年も異常な凍霜害にかかり、全国的な災害でありましたが、幸いにしてこれが善処されて、おおむね農民も安堵したわけですが、今年には全国的に見てそれほどの災害では

ありませんが、地域的に或いは個人的に見ると、やはり昨年と同じように、おれのところじや去年よりひどいというような人も多分にあるわけです。従つて当農林委員会からも、凍霜害の地

域に対して議員が実情調査のために派遣されることになるわけでありまして、折角議員が派遣されましたも、昨年と同じような待遇を受けられるのかどうか、又どういふふうな凍霜害に対

として農林省では対策を持つておるのか
というようなことを、一応目度を持つ
て現地を見なければ、調査の価値が十
分に上るといふわけには行かないと考
えます。そういう意味におきまして、

折角大臣がおられるのでありますから、この凍霜害について、昨年と同じような方式によつて対策をとるかというよりなことにつきまして、率直に一つ御答弁願いたいと思います。

も現地の視察等も行われる由でありますから、その上で又御意見等も御発表になるのであらうと存じますが、只今まで集めております資料によりま

すれば、本年の霜害は二十一日と二十八日の両日の被害によるようでありますが地域的にかなりひどいという所は長野県が一番じやないかというように

上つております。次いで群馬県、南九州のラミীর被害も相当に及んでおるといふことでございますが、一番被害の大きいのはやはり桑でございます。昨年は四月の十三日に始まつて五月

の三日に至る間数回、多きは十回以上に亘るというようなそれに比べますれば、只今統計調査部で収集しております中間報告によりますと、まあ大まかでなからして昨年の三分の一程度の被害

ではなにかどうかと推察されるわけであり
ます。来週早々までには農林省統計
調査部及び県の報告を基にした最終的
な被害集計をまとめ得ると考えておる
わけであります。その上で講ずべき施

策は請じなきやならんと存じますが、まあ一番手つとり早い、やれるものかからとにかくやらなきやいかんというところからいたしますれば、例えは非済の仮払等のできるだけ早く行う、或いは非

常に微雪の著しい所に対しては何か特別な手を打たなきゃいかんというようなことから、より／＼話合つておりますけれども、未だこうするということにはきまつておりません。ただ昨年の凍

霜害対策でかなり批判を受けておる面もある。正直に、ありていに申し上げまして……。これは決してそれで怖じ氣づくわけじゃございませんけれども、相当対策を講じて参るのに努力を要す

いずれにしましても、最終的な集計を
まとめまして善処いたしたいと思つて
おります。

○佐藤清一郎君 昨年の凍霜雪対策に

おいて若干批判を受けるような点があったことは私も十分承知はしておりますが、併し地域的に見まして、全国的から見れば昨年の三分の一だというふ

うなことにまじりまじり、が、地獄的に考えるというところもかなりあり、且つ個人的に見ればおの／＼違つた個人にもなるわけでありませう。

にまあ潤われたということを聞いておる農民たちが、本年は違つたやり方をされて、逆に今度は昨年行き過ぎたつたから、今度は縮めてやれというようなことで行くというと、非常な相違が

そこに、各個人にはしわ寄せが、いわゆる対策の上において差等が出て来るわけですから、さようなことのないように一つ十分顧慮せられてやられるようにお願いをしておきます。私

はあえて御答弁は求めませんが、よろしく一つ考えて頂きたいと思います。

○江田三郎君　ちよつと大臣が帰られる前に一つだけ……。これは別な問題ですが、例の酪農振興法がまあ出てい

ますが、それについて、どうせまあ草の問題をいろ／＼やつて行かなければならないのですが、その際採草地等のものは、これは林野庁がやるのか、畜産

局がやるのか、その点だけ御方針をお
つしやつて下さい。

○国務大臣(保利茂君) 採草地の原野
はこれは畜産局でやるのであります。
畜産局長がおりますから……。

産局とどつちがやるのかという問題になるのですが、それならいいです。それならあとで……。

○北勝太郎君 大臣は帰られるようで

すが、酪農振興法で私は一つ、二つだけ大臣の意見を聞きたいから、ちよつとおつてもらわなければならん。

○委員長（片柳眞吉君） 衆議院の本案

議が始まるそうですから、緊急質問が二つばかりあるから、農林大臣はそちらに行かなければならんで帰られるようですから……、それでは農林大臣に対する質問はこのくらいにいたしま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、酪農振興法案を審議の議題といたしたいと思ひます。前回補足的説明を聞きまして

若干質疑をいたしました。当日は畜産局長もおいでになりました。したが、本日は畜産局長と食糧庁業務第一部長も見えておりますから、御質疑を願います。

○北勝太郎君 酪農振興につきましては、今日では国民の誰もがこれを是認せん人はない状況だと思つておるのでありますが、ただこの法律を見て私が感じますことは、どうも政府はこの法

律さえ作れば酪農は振興するが、ごとき考えが中に流れておるように思われるのであります。そこで私の考えるのは、むしろ酪農振興の大きな力は政府の考へ方である。こういうふうに考へてお

るのであります。実は農林大臣がおられたら農林大臣の意見を聞きたいと思つたのであります。併し局長さんからお答えを願つてもいいと思いますが、この法律だけに頼つて酪農を若し振興

う大きな期待を持つべきじゃないと思ふのであります。政府が是非固執不動の態度に對する確信がなければいかんと思ふのであります。先ほども食糧問題について、大臣がこゝで御答弁になつたように、農産物の國際価格は無視はできないようなお話であつた。そういうことでありまして、実はこれは酪農振興上一番大きな不安だと思ふのであります。そこで政府はそういう問題に對して、酪農振興に對して確固不動の精神があるのかどうか。それを一つこの際農民に知らすことが必要だ、こう思ふのであります。政府の決心如何、この点を一つ聞きたいと思ふのであります。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘のありました通り、私も同様に思ふにしても、この法律だけで酪農振興ができるものとは考へていないのであります。併しながら、只今御意見のありました通り、畜産の振興、特に畜産の中でも酪農を中心として畜産の振興を図つて参りますことは、農家經濟の安定という上から見ましても、或いは総合的な食生活の改善という点から見ましても極めて必要なことであるのであります。これは國としての方針として酪農振興を強力にやつて参るといふことにつきましても、これは私が申し上げるまでもないことだと思ふのであります。本法におきましては、その一部の事項を規定したてゝいるのであります。勿論そのほかには各般の家畜取引その他各般の施設が伴うて初めて酪農振興の目的を達成し得ると思ふのであります。なお海外の酪農振興との關係におきまして、これは我が國の酪農を

衰微せしめないような措置といふものは、これは絶対に必要じゃないかと、かように考へるのであります。この法律と関連いたしまして、総合的な施策といふものが調和的に行われて、初めて日本の酪農が振興できると、かように考へてゐるのであります。

○北勝太郎君 政府の方針が若しぐらゐらしては、これは普通の農業といふものと外國の酪農といふものとは開きがある。そこでそれがぐらゐるようなことでもあります。農家は折角牛を飼つても、とんでもない借金を残すといふことになりまして、その点は一つしつかり考へてもらいたい、こう思ふのであります。酪農の振興は、私は第一は、ほかの人と考へが違ふかも知れませんが、乳価が生産費と償うかどうか、ここにかかると考へておるものであります。今日は過去の時代と違ひまして非常に變つて来たのであります。自分のことを申上げては何です。私は実は酪農の一番適地と言われ北海道におりますが、そこで副業としての牛飼いに殆んど一生の大部分を費したのであります。私は自分だけの副業でなしに、農家全体に對してこの副業としての酪農の振興といふことに、まあ非常な、微力ではありますが、北海道に對して努力をして来たのであります。それで私はそれがために自分の村内に一日百石以上の牛乳を処理する工場まで誘致して来ました。そうして盛んに、狂と言われるほど実は酪農振興に熱狂して来たのであります。間、即ち乳価が高かつた間は成るほど牛も殖えましたけれども、一たび

乳価が生産費を割るようになりますと農家は決して飼わない。これはもうサイロを建て、牛舎を建てた人たちもやめてしまつた、一たび今までは飼つた人が牛をやめたならば、これはもうどうしても、どんな方法を持つて来ても今度は飼わない、こういう時代のことを知つておるのであります。そこでどうしてもこれは乳価を生産費を割らない乳価にさせるというところが、刻下の第一の方針でなければこの仕事を始めてはいかん、こう考へ思ふのであります。そこで最近牛乳の需要が急に殖えましたために、各工場が非常に争奪戦をしてゐることは事実です。漸くして生産費を償ふ乳価になつて来たのであります。併し会社側は競争意識に非常にとらわれて言います。か、大分無理をして乳価を出しておるやうな事実があります。北海道の隅でももう八十円か、七十九円といふやうな乳価を出してゐるというやうなことを聞いておるのであります。これはやがてその会社は資本主義の法則に徹して、いずれ今出した赤字はこゝれは農家から取返すに違ひない、こういう工合に思ふのであります。余り有頂天になつてはおられんぞという感じがするのであります。加ふるに最近MSAのパターが来るとか、或いはもう来つたところとか、MSAの分じやないだろうが、外國輸入のいろ／＼のパターが来ておるといふやうなことも非常に心配されるのであります。そこで乳価維持に對して政府はどんな方針をとるか、こいつを一つしつかりきめてもらわんと酪農といふものは振興せんのだ、何が第一といつても、これは大きな問題はない、こう思ふのであります。

すが、その方針を承わりたいと思ひます。○政府委員(大坪藤市君) 酪農を振興せしめざる其の基礎的な要件といたしまして、勿論経営の指導でありますとか、或いは市場の価格の問題でありますとか、或いは仔畜の価格の問題でありますとか、いろいろあると思ひますが、その根本をなすものは、只今御指摘の通り乳価の問題だと思ふのであります。これらにつきましても、國內の消費がどう伴つて来るかという問題もあるかと思ふのであります。我が國の外國との關係におきましては、全く外國産の乳製品の輸入をどういふやうなやり方にするか、こゝの問題にかかつて来るのではなかつたかと思ふのであります。一方國といたしましては、食生活の改善という立場から酪農製品をできるだけ安価に、且つ豊富に輸入するといふ片方の要件は持つておるべきけれども、その根本をなしますのは、我が國の酪農を振興するといふことが先決要件でありますので、この輸入の問題につきましても、いやしく我が國の酪農の振興を阻害するやうなことは断じて行わないといふうにいたしたいと、かように考へておるのであります。これは勿論MSAの問題につきましても、過剰農産物の問題につきましても、これは同じ理論を以て私どももいたしましては対処いたしたい、かように存じておるのであります。○北勝太郎君 私は乳価が大事だと言いますが、乳価維持につきましても、農家としても実は乳価を下げるように合理化することが必要だと、これも私は痛感しております。併し土地が極めて狭小で、濃厚飼料に大部分を頼らなければならぬ日本のこの畜産の状況で

は、実は生産面には余り多くの合理化の余地はないのです。むしろ私は製造販売等の流通の面に余地が多いのではなかつたか、こう考へます。殊に最近の牛乳の需要の急増したために市乳の面に最も私はそれが多い、こゝの工合に思ふのであります。それは会社の決算の考課表等を見ても、数億の利益を出してゐる会社があるといふことでもはつきりするわけでありまして、そこで東京の市乳を制する者は日本の酪農を制するといふやうな言葉さえあるやうであります。最近におきましては随分やかましい世間の議論に御載されてか、東京の乳価も幾らか下げたといふことも新聞で見たのであります。が、実はこれも本當の申訳的なしるしばかりでお茶を濁しておるといふ適当なものであります。政府はこの市乳に對する流通面における暴利に對して、これを合理化させるためにどういふお考えを持つておられますか。もう自由主義の時代だからしょうがない、とれるならとり放題でいいといふことは、今日食糧問題として行かうといふ場合においては、そういう工合に放任すべきでない、こう思ふのであります。が、これに對する政府のお考えを一つお聞きたい。○政府委員(大坪藤市君) 只今御意見の通り、農家における牛乳の価格につきましても、必ず再生産価格と申しまゐるが、乳牛を飼育いたしましたために却つて經濟的にマイナスになるといふことが絶対にないやうな価格を維持し、且つは又只今御意見の通り、できるだけ豊富に而も安い価格で市民に供給するといふことが酪農振興の基本的な命題であると、かように御意見の

通り考へるのであります。いろ／＼と供給段階と申しますか、製造段階と申しますか、そういう工程の間に相当中間的な経費が多額にかかつておるといふことは御指摘の通りであらうと思ふのであります。これにつきまして、先ず第一に、我が国の牛乳の生産量と消費量が極めて少い、従つて非常に広地域から少量ずつ集荷されて、而も配給の面におきましては、少量ずつ国民全般に配給されておる。従つて製造段階におきまして、配給段階におきまして、単位当りの経費が高きに付くというふうな状態に相成つておるのであります、私どももいたしましては、できるだけ牛乳の生産を集中的と申しますか、大量に生産いたしまして、且つ消費の面も豊富に消費してもらつと、かようなことによりまして、できるだけ単位当りの工費といふものを下げて参りたい、かように考えているのであります。

○北勝太郎君 市乳面において会社側が数億の利益を上げておるといふようなことについては御承知だと思ふのであります。これはこのままでいいのですか、この点についてお伺ひしてみたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 会社の経営の内容等につきましては、実は詳らかにいたしていいのでございまして、或いは只今の御意見の通りかと思ふのであります。その経営の内容については実は現在のところ詳らかにいたしていいのであります。

○北勝太郎君 これは新聞にいつも決算報告が出ておるのであります、あの考課表を見れば、どの会社が何ぼ儲けておるといふことがわかる、実際はあの通りかど

うかわかりませんが、あれにはまだ隠れておるところがあるかも知れませんが、恐らくあれ以上のものがあるものであります。これを放任していいかどうか、食糧問題としてこんな重大なときに、私は牛飼いだから成るべく高くなつていい、そして生産の乳も高くなるほうがいいと思ふが、これはどうもいかん。私は食糧問題としてどういふ工合に考へるか、お伺ひしたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御意見の通り、新聞等にはそういう数字が出ておるようでございしますが、それが如何なる事由により、どういふふうによつて生れて来ておるか、或いは投下事業費と申しますか、それに對する収益の割合が如何なる状態になつておるかという点につきましては、私どももいたしまして十分にその点を検討いたしておりませんことを御了承頂きたいと思ひます。

○北勝太郎君 それではしようがないのですが、次に製造乳のほうであります、これは外国のように製造が完全に機械化しておらないためにコストが引下げられないという面のあることも承知しておるのですが、今の日本の経済状態では急速に望もうとしてもできないと、こう思ひます。そこでせめて現在の工場に對して合理化によつてコストの引下げをやる、生産のコストを引下げるといふことをやらなければならぬと思ふのであります。今度の酪農振興法に刺戟されてかどうか知りませんが、酪農振興法が出たら工場を建てることのできなくなつて、許可を受けなければならぬことになるためかと思ふのであります。そこで業者が既設の他の会社の地盤に行きま

して、そこに各所に割込んで工場を建てておる、猛烈な競争戦を演じておることは先に申した通りであります。私も生産者としては大変いいことであります。併し牛乳の少いところに両工場は成り立たない。そこで御承知のように牛と牛乳は俄かに殖えるものじやない。そこでいつまでも両工場は能力の半分、設備の半分の仕事さでできない、こういうことになつておるのであります。製造コストを非常に高めておると思ふのであります。そこで現在の工場は太幅な工場設備になつておる、こういうことなんです。世を牽けて合理化によるコスト引下げの時代であるのに全くこれは逆行しておるのであります。農林省は一体何をしておるか、こう私は言ひたいのであります。

政府はこの問題に對してどういふ工合になさるつもりであるか、私は一昨日北海道から信連の会長が来まして、そうしてその話によりまして、十勝浦幌では、これは帯広工場のすぐ近くであります。そこに大きな工場を建てて、その工場は牛乳の七割を寄せております。一方の工場は全く仕事ができないうふうになつておる。又近くは北見工場のすぐ横にある或る会社が大きな工場を計画して建てようとしておる、そんな工合になつてはつまらんことで、コストを高めておるばかりじやないか、こういうことであります。早く酪農振興法を通してくれ、こ

う言つて来たのであります。こういう点に對して政府はどういふ処置をとられるか、承わりたい。

○政府委員(大坪藤市君) 酪農を振興せしめするために、先ず農家が安心して牛乳を販売し得るような工場がある

といふことを前提といたしますので、工場の設置そのものにつきましては、私どももいたしましては、できるだけ能率のよい工場を設置したい、かように存するのであります。只今御意見にありましたように、北海道等におきましては、現在のところすでにあるところの工場、而も相当酪農が振興されている、つまりそういうところに新たに現にあるところに工場を造つて、更にその上に造るといふようないわゆる無駄な競争と言ひますか、そういうような点が二、三見受けられるというお話を承わつておるのであります。その点も私どもは酪農を本當に振興いたしまして、且つそれが国民大衆のいわゆる豊富低廉な製品を供給するためにできるだけ合理化はする。従つて一工場当りの生産数量というものでできただけ理想的な数量に近い数量に持つて行きたい、かように考えております。

で、実は本法を提案した理由の一つはそこにあるのであります。それからその点につきましては、できるだけいゝ／＼それを調整すべく、現在の法律上の措置はありませんが、本法につきましてはそういうふうな措置もできるやうになります。その他の以外の地域につきましては、行政的な指導によりまして、できるだけそういうことのないやうに措置したい、かように存するのであります。

○北勝太郎君 すでに建つてしまつたものに対しては、これは今のお話の通りどうしても手を付けることはできないと思ひますが、そこで設備があつて乳牛が足りない所、ここに牛を充実にさせることが先決問題である、こう思

うのであります。政府の考へを一つ承わりたい。

○政府委員(大坪藤市君) 工場の経営なり、或いは従つてその結果といたしましての牛乳並びに乳製品の価格の引下げという点につきましては、工場の設備に對し、或いは人員その他に見合うやうな生産数量が是非必要かと思ひますので、できるだけこういう地帯におきましては、乳牛の導入等の措置をとりまして合理的な経営が一貫してできるように措置したい、かように存するのであります。

○北勝太郎君 今度の集約酪農地帯の指定は果してこのやうな方針に合致しているのかどうか、これを聞きたい。

○政府委員(大坪藤市君) 現に私どもは、各々各地から集約酪農地帯指定をしてもらいたいという申込と申します。か、申込がありましては約百カ所を超えておるのであります。勿論この個々の地域につきましては、具体的にその地域が眞に酪農地区として適格であるかどうかという点につきましては審査をいたしておるのであります。その中には場合によりましては工場の設立と申しますか、すでに現在の能力以上の工場があるやうなところまで見受けられるのであります。従つてそういう地域については今後の問題であります。が、すでにあります工場につきましては、それを直ちに廃止するとか、何とかという措置は、これはできないことと思ひるのであります。少くとも指定いたしました地域につきましては、当該地域の酪農生産者が、こぞ酪農振興によつて当該地方の農業経営の安定と農民生活の向上を図つて行きたいといふ地帯でありますので、これらの

工場との結び付き方の点につきまして、いろいろ地方官或いは関係者とも相談いたしまして、重複や過剰設備になるようなことのないような行政的の措置をできるだけとつて参りたい。併しながら、これはすでにあるものにつきましては強制的な措置をとるというこゝとはできないと思つておりますが、そういうような精神を以て臨みたいと思つておるわけでありまして。

○北勝太郎君 今までの集約酪農地帯の指定は、必ずしもそういう方針と合致しておらんように思ひます。果して合致しておるのでありますか、詳しいことはわかりませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 只今まで指定いたしました地域は、御承知の通りに岩手県の岩手山麓と、山梨県と長野県との間に亘ります八ヶ岳山麓の二カ所であるのであります。岩手の関係におきましては、その地元で工場がおりますので、別に新たに工場設置というふうな必要もありません。又すでにその間に重複した工場もなく一つの工場でありまして、これの行政的指導によりまして間に合ひ得ると考えております。八ヶ岳のはうにおきましては、工場がなかつたので、これは地元酪農関係者の出資を得まして、新しく農民資本九〇%以上を含めました会社経営で工場を設置するというにいたしましたのであります。今回新しく青森と北海道、静岡、岡山を指定いたしましたのであります。北海道につきましては、いろいろ特殊事情がありますので、すべてこれは北海道庁に位置の選定をお任せいたしましたのであります。その結果北海道は日高地区を指定したのであります。日高地区には数カ所の

工場があるようでありまして、これの今後の牛乳の集荷という点をどういふふうにするかという点につきましては、よく道庁その他の関係者と協議をいたしまして誤まりなきを期したい、かように考えておるわけでありまして。静岡並びに岡山につきましては、すでにその地方一円に對しまして酪農協同組合が存在いたしておるのであります。或いは今後どうなるかわかりませんが、恐らく地元の方におきましても協同組合でありますので、これを中心として運営することに御異議はなからうかと思つております。静岡県におきましては、すでにその地域に工場がおりますので、地元といたしましては、この工場によつて運行して行くというに御異議はなからうかと思つております。青森県につきましては協同組合系統の工場があるのであります。これを中心として動かして参りたい、かように考えておるのであります。元々の側からいへば、御意見があるようでありまして、この調整をどういふふうに行つて行くかということを目下研究中であるのであります。

○北勝太郎君 新しい地帯にジャージーを入れて、一日の乳量が百五十石になるには順当に行つて何年くらいかかるのですか。実は自分の素人計算なんです。極く順当に行きまして、一年に八分の一ずつしか増えない、そうして生まれてから四年目でなければ乳牛にならない、こういう考えから行きまして、順当に行つて八分の一ずつしか増えておらない。こういう計算によりまして、新しい地帯には三十九年かかるはずであります。政府の

考えはどんな計算をしておるか、承わつておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) ジャージー種で以てやります集約酪農地帯につきましては、初年度三百頭、来年度三百頭、合せまして六百頭を外国から輸入いたしまして、それを当該地区に導入いたしたのであります。その結果大體五カ年目の終りにおきましては五千頭近いものになり得るのじやないか、さういふ一応考えておるのであります。勿論その前提といたしましては、当該地方に輸入いたしましたジャージーも、それから生まれまして子供も当該地方から全然出さない、他の地域に売るといふことは無いという前提の下に、さういふ一応の家畜増加頭数の経緯から五千頭近いものになり得るのじやないか、かように考えておるわけでありまして。

○北勝太郎君 素人臭いお話を聞いて私はびつくりするのですが、そんな勘定が出来るのか、非常な間違ひではないか、そんなことはない。牛は「ねずみ」みたいな増えるかという、そんな勘定じやこれは出来ない。五千頭になるのは十年後になるとか、八年後になるとかいうお考えなんではないか。

○政府委員(大坪藤市君) 二千頭であります。勿論その前提にはほかの地区には出さないという前提があります。○北勝太郎君 そこで実は牛が増えるというの、先ほども申しましたように非常に遅いものなんです。外国から来た今度のジャージーでもホルスタインでも入れて来れば、これは別ですけれども、そんな今言ふ一年に何千頭くらの範囲であるならば、これは極めて少い。そこで何十年、十年、二十年の間は牛の増える率が非常に遅い。従つて集乳費が相当高く付くはずなんです。その期間においては……この期間が一番大事な事です。酪農を始めるの一番資本の要る大事なときであります。その期間において政府は何か集乳費或いは製造工場等に対して、製造事業等に対して何か助成するところのこゝとをやつて、さうして農家の生産費を償ふようにさせるというふうなお考えがあるのかどうか、それを伺つてみたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘の点は、私もいたしましては、現実の問題にぶつかりまして相当苦心をいたしておる問題であるのであります。御承知のように、直ぐ明日から乳牛が殖えるわけじやないものであります。只今申上げましたように、二千頭になりますためには、全然当該地域から出さないにいたしましたも五カ年間はかかるといふ問題でありますので、その間当該工場の経営につきましてはどうするかという問題があるかと思つては、実は全然乳牛のいない所に導入するといふようなことじやなしに、或る程度は既存の乳牛もおるような地帯と組合わける。同時に工場の設備等につきましては、そのテンポに合わせる。工場の規模は当初はできるだけ小規模にする。併しながら、将来の拡張計画を考へてやる、こういうふうなことで措置をして参りたい、かように考えておるのであります。もうすでにその問題につきましては、現実の問題としてぶつつかつておるといふように了承願いたしたいと思います。

○北勝太郎君 その牛は生れてすぐ乳

が出るのじやない、四年目にならなければ出ない。五年目に……、今二カ年間に五百頭入つたとしても、五年目に二千頭になるはずがない、そこに大きな誤算があると思つております。従つて農家は非常に迷惑する、従つてこの集乳費等に対する何か政府は助成を考へなければ、これは農家は迷惑する、こゝろ思つてあります。

○政府委員(大坪藤市君) すでに導入いたしましたジャージーからも相当もう乳が出ておるのであります。これは乳牛で乳を出す乳牛を導入いたしましては、先ず当初からぶつかります問題は工場の問題であるのであります。勿論全部が全部出るわけじやありません、当初は非常に少数の頭数であります。一応乳が出ますので、その処理のことは真先に考へておかなければならぬ、こゝろの意味で申上げたのであります。

○北勝太郎君 この間安く買われちや農家は大変だから……、とてもそれは人が合はん問題になるから、その点について伺つておる、その間どうするか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、例えば現実の問題といたしましては、岩手の酪農地区につきましては、導入いたしましたジャージーによる生乳につきましては、脂肪分によりまして一方ホルスタインよりも或る程度高い価格で工場のほうに納入いたしておるのであります。八ヶ岳山麓のほうも大體同様の措置をとつておる、か

ように御了承願いたいと思います。

○北勝太郎君 私は実は自分の牛乳を北海道で雪印に出してある、そんなふうな関係で雪印の会社の内容をよく知っておるのではありませんが、これを御参考に申上げてみたいと思ひます。雪印は御承知のように全道に工場を持つておる、これはクローバー・バターと同じであります。そこでいつも生産者の集会でやかましい問題になるのは、あれは全道の酪農を或いはもつと範圍を広く、農業を合理化させるために是非一つ協同組合のような力で、協同組合式の会社だとか、その力で進めて行かなければならぬ。これがためにこの集乳費は全部の農家のブル価格としておる。それは御承知かと思ひますが、一升到九升かかっております。そこで工場に近い所の人たちは非常に不平を言うのです、そんなことをやられては大変だ、こういうのですけれども、とにかく協同組合式の行き方ですから、集まつて来る代表者はそのほうの乳の少いところ、一日一石とか、二石とかいう少いところの人が多いのです。従つていつもブルでなければ問題は通らない、こういう工合になつておるのであります。私のところは工場に近いところだけれども、我々の立場からいつて全道の酪農が振興するためにこれは止むを得ない、こういう工合に考へておるのであります、そこで一つ集乳費のことが問題になるわけでありま

ないのか、こう思われるのであります。この点特に力をこめて私はお伺いするわけなんです。よく近頃工場がほかの工場のところへ割込んで来て、そうして高い値を払つて牛乳を集める、これは全道の牛乳を集める、酪農を振興しようというところは第二で、向うは牛乳のほうで儲ければいいのだから、そこで近いところ、便利などところだけ皆取つてしまふということになるのであります。これは何らかの策を用いなければ、私は大変なことだ、こう思つておるのであります。今後の集約酪農地帯においてもそういうことができるかと考えられるのであります。そういうような引合のない間の農家に対する農業の奨励上、どういう方法で酪農を奨励するのかという根本方策を立ててもらわなければいかん、こう思うのであります。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘の通り、日本の酪農の現状におきましては、集乳費が相当単位当り多額に付いておるのであります。この点が實質的には農家の負担というふうな傾向になつておる場合も多かるうと思ひのであります。で、それを先ず経済的に少額にいたしますためには、できるだけ乳牛の飼養密度を高めるといふことに相成るのではないかと思ひのであります。予算的な措置といたしましても、私どももいたしましては、日本の酪農を振興させるためには、そういうことも必要かと思ひのであります。が、やり方によりましては相当多額の経費を要するといふことに相成ると思ひのであります。この点は十分に研究さして頂きたいと、かように考えております。

○北勝太郎君 集約酪農地帯を今度設けられますが、これは種畜農業本位のつもりでやりになるのであります。か、或いは日本全体の農業の合理化といふことに力を入れてやりになるのか、この点を伺つてみたいのであります。集約酪農地帯は盛んになつたけれども、一般の酪農地帯は逆にこれに押されて、そうして補助も割合に少い、それから牛の密度も足らん、いろいろなこと、このほうが却つて衰微を免れん、こうなつてはこれは農業の振興、農業の合理化という面から見ると非常に私は遺憾に思ひのであります。いわゆる有畜農業奨励の分と、今度の集約酪農地帯指定の問題とにどんな奨励上の差異があり、そういう遅れたところに対しては、重荷のかかつて行くところに対しては、どういう工合にこれを救つて行くのか、全国的な酪農を盛んにしようといふお考えなのか、その点を承つておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 酪農の振興は日本農業の命題でありますので、私もいたしましては全国的規模において推進をして参りたいという方針には全然変りないのであります。ただ余りにも日本の酪農は全般的に見まする場合に分散いたしておりますので、日本の酪農を振興する段階といたしまして、酪農に最も適している地域を先ず指定いたしまして、そこからスタートを切つて参りたい、かように考えているのであります。従つて現在の政府予算或いは各般のいろ／＼の資金等の点につきましては、これは緩急の程度といふものが非常にむづかしいかと思ひのであります。少くとも全国的な基盤に立つて参りたい、こういう根

本的な思想には変りないのであります。それから、それらの便の方等の点につきましても、その辺の按排といふものを、実情に即するようによつて参りたい、かように考えておるのであります。本年度の予算につきましては、すでに額が決定をいたしておりますので、これを大幅に異動いたすといふことは、現在のところそれを強力にやるといふふうに考えておりません。本年度からは集約酪農地帯につきましては特別に予算を是非要求いたして、一般の地域における酪農の振興と当該地方における振興といふものを區別して、別途に予算を要求いたして参りたい、かように考えておるのであります。

○北勝太郎君 集約酪農地帯の決定に対する政府の御方針は、殆んど営利会社が乳を集める方針と何ら変りがないと思ひのです。そこでそういうことでは日本の農業全体の合理化の上に大変都合が悪いのじやなからうか。そこで集約酪農地帯以外といへども、やはり公平に酪農が進んで行くような方向に指導すべきである。むしろ集約酪農地帯になつたところに牛が充実した場合には、少くともその他の部分に対しては補助金を多くするような政府の方針でなければいかんのではないか。これは全体の農業を振興する上にそういうふうにも思われるのであります。これに対する御方針は如何でありますか。

たのでは、どうもそれらの施策が徹底をしない、又効果が薄いといふような点も現在まであつたのであります。で、私どももいたしましては、牧野の改良にいたしまして、或いは裏作、間混作等の指導にいたしまして、徹底した指導を集中的に行いたい。それによつて農業と真に結び付いた酪農を振興して参りたい、かように考えておるのであります。ただそれを全国的に一律にやつて参ります場合には、どうもその焦点がぼけてしまつて、どこに力が入つて来るかといふような点が効果が余り期待し得ないのが従来の結果でありますので、私どももいたしましては、是非相当数の特別地域といふものを設けて、先ずそこを強力に酪農の振興をせしめまして、それを全国的に拡げて参りたい、かように考えておるわけでありま

○北勝太郎君 もう一つお尋ねいたします。草地改良の問題に関連しまして、牧草の品種改良或いは品種の育成、こういうものに対しては米麦等と違つて非常に冷淡なように私は思ひます。各試験場等におきましては非常に冷淡だと思ひるのであります。今後の酪農の振興のために、どうしても府県におきましては牧草の集約的栽培、これは牧草の非常にいいのは、幾ら肥料をやつてもやり過ぎがないのです。稲や麦だとやり過ぎがあつて倒れたりなんかしますけれども、余つた肥料は全部そこへ持つて行つてもいいのであります。で、そのような行き方によりまして、現在の牧草の数倍に達する収量を上げることができると。これが日本の酪農を進める私は唯一の方法だと考えておるのであります。如何せんそういうそ

の地方に適する牧草の選定或いは育種、改良等について力が入つておらんように思ふのでありますが、今後政府はそういう面についてどうされるお考えか、これを承つておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘の通り、牧草或いは自給飼料、これの増産は極めて重要な命題であるのであります。或いは本法の狙いもそこにあるのであります。酪農振興の基礎的な条件と見て差支えないと思ふのであります。これらの元をなします試験研究、こういう点につきましては、私も言ひ逃れをするわけではありませんが、一応改良局の所管という点に相成つておるのであります。これらの点につきましては、できるだけ内容を充実して頂くように改良局とも十分に連絡をとつておつたのであります。が、昨年より関東農事試験場等におきまして、牧草を主として取扱つて試験場を作るといふことになりまして、これらの研究に大いに力を入れて参る、こういうことにはいたしたのであります。なお、これは試験研究とは直接に繋がりはありませんけれども、私どもの牧場等におきまして、これらの地域栽培という点につきましては、できるだけせういふようなことを重点的に扱うように指導して参りたい、こういうふうには御了承を願ひたいと思ひます。

○北勝太郎君 牧草の改良については承つたのでありますが、これは牧草地が地域的に皆品種も違ひ、或いは扱う方法も異なつて、関東で一方所やつたから、それでいいというふうなものでは私はないと思ふ。そこで気候の違ひ地帯ごとにそういうふうな調査研究をやらなければいかん。それから

の牧草の取扱ひに對する農家の指導と云ひますか、こういう面については殆んど何らの施設も見えないものがある。ところが牧草を刈取つて、或いは乾燥の仕方、或いは堆肥の仕方等について、もつと／＼指導を盛んにしなければ、酪農振興と同時にその面にうんと力を入れなければならぬ、こう思ふのであります。こういう面について十分の御尽力を願ひたいと思ひます。

続いて乳価委員会、牛乳取引の問題なのであります。これはどうしても春秋の二回は乳価というのはいつても春入側との間には非常に問題が起るのであります。ところが困窮策として牛乳問題を扱ひになるという場合に、この両方の委員の費用は両方持て、こういうことは、これは果して困窮策としてやるべきことであらうか、ほかのほうで皆せうしておるだらうか、例へば米を割当するとか何となくという費用は、これは生産者に半分持たし、それから消費者に半分持たしておるだらうか、これは政府が皆持つてゐるはずなことです。こういうものは政府が全部持つて奨励機関で特別やる必要がある、年々要する経費的費用です。それから、この点についてどうお考えであるか、これを承つて私の質問をこれで終りたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘の点は、乳価の紛争があつた場合におきまして、韓旋の申入に對する韓旋手数料と、それから生産者或いは当事者代表の経費の負担の問題かと存するのであります。これにつきましては、まさに御指摘の通りと思ふのであります。が、一応理論的には韓旋による効果

は兩当事者が受ける、そういうために一應行政的な行為によりまして利益を受けるから、行政的な行為を受けた当事者がその経費を負担すべきであるという形式論と申しますか、そういう理論的な理由によるのが一点であります。もう一点は、これは蛇足かと思ふのであります。手数料の経費もなしに、そういう制度が生れまして、場合には紛争、或いはそれに基く韓旋というものが数多くおこるに出来はしないか、これは勿論蛇足かも知れませんが、理由をなしてゐるわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○北勝太郎君 どうもその辺に酪農振興といふことが、政府は何だか他人ごとみたいな考へておる。自分の食糧問題の解決、国民の食糧問題の解決のためにやるのに、あたかも生産者と需要者の間でせめてしまふというふうな考へ方を持つておることは、もう酪農振興法でできたけれども、第一の出発点から、非常に主要食糧等に対比して軽く扱つておる。これは甚だ遺憾と思ふのであります。このことだけ申し上げて終ります。

○政府委員(大坪藤市君) 韓旋手数料或いは当事者の費用負担につきましては御指摘の通りだと思ひます。政府原案として提出いたします場合には、こういうふうな恰好にならざるを得ない、こういうふうには御了承を願ひたいと思ひます。

と云ふ。ところが私はおおよそ前進する場合に先ず足許を固めなければいかんと思ふ。これがなくては酪農振興がでないわけじゃない。与えられたあんなの権限の範囲において酪農振興に役立つことはたくさんあるわけではあります。例へば私は具体的に申上げるのは餌の問題です。一休酪農振興、酪農振興といつて、さつき北さんもおつしやつたけれども、有畜農家が経済的に成立たなや酪農振興になりません。戦争中なら死んでもいいから国策の線だから附いて来いと言へば言へることは言へます。附いて行かないや縛られるから附いて来ます。併しこれからの振興といふものは、すべて食糧増産といふものは経済的の裏付けを農家に与えて初めて振興といふものは成立つのです。一休今の餌は何です。私はそこで先ず伺ひたいのだが、あなたのお耳に入つておるかどうか、週日全国の養鶏組合の大会において、今の餌高ではとても養鶏が引合わんから、三割鶏を減らすという決議をしたというのを聞いておりますが、それは本當でございいますか。

○政府委員(大坪藤市君) 全国養鶏大会におきまして決議でありまして、三割削減をするという点につきましては、私は、私の点は了承いたしません。ただ相当現在鶏が、産卵能力の悪い鶏が行われておる場合が多いので、できるだけこの際鶏の淘汰をやりたい、こういう決議をいたしたのは了承いたしておるのであります。

○河野謙三君 それは、鶏の淘汰はあなたが畜産局長として非常に大きな理想を持つておられることは當然であります。その理想の実現に向つてあなた方が努力しておられるその一つがこれだ

なつてなきや、これは非常にあなたが、私は意慢とは言わんけれども、これは非常に注意が足らん。養鶏家はとにかくこのまま行つたならば引合わなない。従つてここで鶏を三割程度減らさなきやならんといふことを確かに申合せをしておきます。一方においては、鶏は牛とは違ひますけれども、酪農振興といつて、一方においては餌が高から引合わなから首をひねるんだ、こういうことをやつておつて、それで一体どうでしょう。今は鶏でありますけれども、現在の餌の値段について根本的対策が持たれない限りは、この次は豚であります。この次は牛であります。一方で振興をやつて、一方で引合わなから牛を殺すんだ、豚を殺すんだ、こういうことじやないか、やありませんか。そこであなたの手許に、あなたの権限内においてやられるところの、多少不備ではありますけれども、飼料需給安定法という法律がある、その第七條に……、曾つて私は個人的にあなたに御注意申し上げた、第七條に、必要と認める場合には政府が払下げた麦から発生するところの「ふすま」は政府が管理することができるといふことがあつた。必要と認める場合といふのは、一休あなた御見解はどういうことですか。私は先ほどまで食糧庁にも聞きたいと思つて食糧庁にも待つてゐてもらつたんですが、大分時間が過ぎましたから、食糧庁にも改めて聞きますけれども、食糧庁は現在麦を払下げの場合に、その麦からできる「ふすま」といふものは五百五十

圓の単価においてこれを農村においてこれを農村において販売しろ、こういう約束ができておる。その五百五十

円の「ふすま」は、現在製粉工場が支持とか、何とか言っておりますけれども、実際に売つておる値段は七百五十円から七百八十円、農家の手許へ行つて八百三十円、八百五十円です。麦「ぬか」が僅か一俵で食糧庁の計算で三百何円のもの、現在では七百円じやないですか。先ほど農林大臣に我々麦の値段についてお聞きのとくにも、あなたそばにおられましたか、本年の麦は少くとも前年度の麦の価格が維持できるかどうかというところに問題があるのです。そのくらい麦の価格については将来悲観的なんです。然るに、「ふすま」なり麦「ぬか」といふものは、丸粒の麦にも匹敵するような価格を現在維持しておる。こういうことについて一体第七条の必要と認むる場合という御解釈を私は伺いたいと思う。

○政府委員(大坪藤市君) 飼料需給安定法の第七条の問題であります。これらの問題につきましては、勿論只今御意見がありました通り、河野委員からも御注意を頂いておりますし、従つて私どもとしては、あの規定そのものは政府手持の食糧全体に及びますので、農林省全体の問題であるのであります。同時にあの条項を発動いたします場合に、飼料需給安定審議会の議決を経なくちゃならないということになつておりますので、これらの点につきまして、どういふふうに行つて行くか、或いはそれをやるかやらないかという点につきまして、やるかやらないかという点につきまして、いろいろ検討しておりますのであります。未だ結論は得ておりませんが、目下そのことを検討中であるのであります。

○河野謙三君 食糧庁の関係もあるし、大きくは農林大臣の考え方もあるでしょうが、直接の局としての畜産局長は第七条の解釈をどういふふうに解釈されるか。私は食糧庁とあなたのはうと意見の食い違いのあることを知つております。食糧庁には食糧庁、農林大臣には農林大臣に改めて聞きますけれども、あなたは現在のような農家が「ふすま」を八百三十円、五十円で買つておつても、それでもなお且つ第七条の必要と認むる場合だということ、これに該当しないという御解釈であるかどうか、それを私はあなたのお考えを伺つておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 現在飼料のうちで特にその代表であります「ふすま」につきましては、只今御指摘の通り相当値上りをいたしておるのであります。これは養鶏農家或いは酪農農家に非常な御迷惑をかけておるという点につきましては重々承知いたしておるつもりであるのであります。併しながら、只今あの法の解釈をいたしまして、審議会を招集いたしまして価格なり条件というものをやるべきときであるかどうかという点につきましては目下検討をいたしておる、かように御了承願ひたいと思つております。

○河野謙三君 目下検討はいけませんよ。今現に鶏をひねつておるんだから、さつき言つたように……。この次は牛を減らすんだ、豚を減らすんだ。今現在の問題なんだ。先の問題もいけれども、足許の問題、目先の問題を片付けなきゃいけませんよ。鶏を今ひねつておるんですよ。一方で農林省は畜産の十カ年計画だ、五カ年計画だと言つておる。遠くのこと結構です

よ。私の田舎に行くと今に／＼といつて死んじやつた人があると、こう言う。(笑聲)死なないうちにやらなければ駄目なんです。それについてあなたも判断に余るならば審議会をなぜ招集しないんです。天下のお歴々が審議会の中に網羅されておるじやないですか。飼の権威者、畜産の権威者、家畜衛生の権威者、これらの人を網羅して、それがために審議会ができておるんじやないか。農林大臣なり、あなたが勘弁に余つたときは招集をしてこれらの意見を聞いたらいじやないか。なぜ聞かないのです。なぜ聞かせないのです。私はこれを伺いたい。私はそんな今日思ひ付いて今日聞くというのじやない。「ふすま」の値段が農家手渡しの八百幾らになつてから何カ月たつて、農家は小麦を売るときは二千円で売つて、僅か三十キロの「ふすま」を買るときは八百三十円で買つんだ。六十キロにすりや実には千六百六十円でしよう。丸粒の二千円で農家は売つて、「ふすま」を六十キロ今度買つ場合には千六百六十円で買つんですよ。そういうあなた農家の気持ちにもなつてみて下さい。それはあなたここで考へておられますよ、限度がありますよ。私はどうしてもこの際あなた第七条に對するあなた個人の理解でいいから伺いたい。同時に審議会を開くか開かないか、私はきめてもらいたい。私はここでそんなに性急に言うつもりはなかつた。一月前から私はこれについてあなたに申しておつたはずだ。何であつた製粉会社に運送する必要があるか。あなたたち行政をやる人も我政治をやる人もいろいろな人と附き合ひはありますよ。附き合ひと行政、

附き合ひと政治は別です。懇意と政治を一緒にしたら我々政治できません。懇意と行政を一緒にしたら行政できませんよ。あなたの御懇意のかたで製粉会社の社長もいるでしょう。そんなことは私は知つてゐる。それとこれは別ですよ。なぜそれをやらない。それを教へて下さい。

○政府委員(大坪藤市君) 製粉会社の関係によつて審議会を開かないとか、開くという問題では絶対にありませんから、その点は御了承願ひたいと思つておつたのであります。私どもは、一応相場は落付くものと大体考へておつたのであります。それが依然として相場が強いのであります。従つてこのために先ず第一点といたしましては、何といたしまして「ふすま」の数量を増加する、こういう意味合におきまして外国との取引を締結するように努力をいたしておるのであります。その結果或いはまた増した数量のものを近日中にまとめた得るのじやないかと思つておるんですが、先ず第一点といたしましては、何といたしまして「ふすま」の数量を増加する、こういう努力をいたしておるのであります。第二点といたしましては、「ふすま」に代るべき大麦その他の手持食糧を畜産関係に流して参りたい、かようにいたしておるのであります。第三点といたしましては、マニトバ五号を「ふすま」としてじやなしに、代替的に粒餌として供給し得る数量のものを増加して参りたい、かように考へまして、各般のそういうような外国からの飼料或いは内地におきまする大麦その他の代替飼料、こういう

うもののできるだけ放出いたしましたし、それによつて価格の緩和を図つて参りたい、かように考へておるのであります。それらの措置をとつた上でなお「ふすま」が高い価格にあります場合に、只今の御意見のような点も考へなくちゃならないのじやないか、かように考へておるのであります。

○河野謙三君 私が言つておることあなたに答へて違つておる。私は今日の話を話しておる。あなたは三月、四月先のことを話しておる。外国の「ふすま」をこれから入れようと思つとか、何を考へておるとか、外国の「ふすま」なんでものは隣の饅頭を買つて来るのと違ふ。(笑聲) あした来ない。三月、四月先です。あなたは三月四月先の話です。それは三月、四月先の話は先の話でいたしまして。あなたの考へ方一々同感です。そういうことに考慮を払つておられることについては私は敬意を表します。併しながら、私は今只今のことを言つておる。只今のこと……。只今この問題をどうする、あしたの問題をどうする、あさつての問題をどうする、ということを……。これをやるにはどうしても一遍に供給量を殖やすわけに行かない。法的措置によつて安定法の第七条の運用以外にないじやないですか、ありますか、あれば私はいい。今日あしたの問題についてどういふお考えだか教えてもらいたい。今あなたのお考えは来月、さらい月乃至五月、六月先のことなんですよ。今日あしたのことを言つておるのだから、今日歸つてどうする、あしたどうする、あさつてどうする、これを一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) 「ふすま」

の問題につきましても、これは内部の問題であります。食糧庁と共同いたしまして、できるだけ大製粉業者には自給した価格で放出してもらおうようにして話をしておるものであります。勿論これは法的措置に基くやり方ではないのでございまして、完全に実行されておるといふ保証は申上げかねるのをごさいます。そういうふうな措置をとります。できるだけ自給的に放出してもらおうというふうなことをおるものであります。

○河野三君 これはそれじやこうしませう。この次、明日か、明後日委員会をやるのでしよから、その委員会までよく食糧庁とも相談して、具体的に明日、明後日の問題について御回答を頂くことにお願いいたしたいと思ひます。若しその間において食糧庁と意見の食い違いがあつてまゝとなれば、まゝとならないうまで報告して下さい。我々はあなたの御報告によつて食糧庁とも談判いたします。農林大臣とも談判いたします。私はそういうふうにして頂きたい、かように思ひます。それからもう一点だけ伺ひます。さつき北先生から、森永や明治なにかのいろ／＼な話が……そうとは言われませんが、私はこういう人間です。それはつきり名前を言ひますが、森永、明治の話だと思ひます。こういう大資本が農民を搾取の対象にしていて酪農振興法なんか出しては駄目じやないかと思ひます。早い話が数寄屋橋へ行つて御覧なさい。あそこにくるぐる廻つてゐる東洋一の広告があるでしよ。あれはどこの広告ですか。今から五十年たつと、農村の子供が五十年先に大きくなつて、おれたちのじい

さん、ばあさんはばかだつたという天然記念物になると思ひます。(笑聲)あの姿です。如何に資本主義機構の下におきましても、これを何とかしなれば酪農振興になりません。これに對してどういふお考えを持つておられますか。今の与えられたあなたの権限の範囲内において、吉田内閣の資本主義を前提とした機構の中において、一体今後どうするかということをお先ず私は伺ひたいのであります。取引機構をどうします。検査をどうします。森永や明治が勝手に会計検査で検査をしておつて、そして一体酪農振興になります。農家はまるで袋の中に入れてられたやうなものでしよ。手も足も出ません。牛を賣るにも政府のほうからなかなか金が出ない。申金からも出ない。それじやどうするか、森永や明治から牛を買ひ金を貸してもらふ。搾つた牛乳は向うへ持つて行かなければならせん。その条件は向うが付けますよ。協同組合を作る、誰が作る、森永が作る、名前が森永協同組合と言ひなす。何とかが協同組合と言ひ。中央には全酪連というものがあつて、名前が立派だけれども、あの背景は何ですか、よくあなたは知つておると思ひます。そういう問題が片付かなければこの問題に入れません。これについて北さんの御質問と重複しますが、私は少し露骨だから、あなたも露骨に答へして下さい。

同組合中心に締結させまして、そしてその契約内容を明らかにしますと同時に、紛争等のありました場合には、斡旋制度をとりまして、できるだけ不当に農民に価格のしわ寄せが来ないやうに措置をして参りたい、かやうに考えております。

○河野三君 私はこれで終りますけれども、まあい／＼考え方はいいのでありますけれども、およそこんなものは何と言ひますか、探やけていて、品川の御台場から横浜の火事を見ておるといふ話があるけれども、およそこんなものはピンぼけしてありますよ。こんなものは協同組合でやると言ひけれども、一体協同組合とは何ですかと私は言つておるのです。大資本の作つた協同組合です。あそこから金を借りて、牛を買つて、大資本がその組合を通して搾取して、作つた牛乳はその会社へ納める、こういう協同組合は協同組合とは言ひません。私はこの前この酪農振興法の審議に當つて、協同組合関係につきまして経済局長の御出席を求めておつたのだが、専門員室のかたが忘れておつたと思ひますが、私はこの審議に當つて協同組合の基本的な考え方について経済局長に伺ひたい。畜産局長、あなたは協同組合のほうの所管じやないけれども、協同組合、協同組合といつても協同組合にはピンからきりまであるのです。そんな農民の意思が反映しておるやうな協同組合といふのはむしろ数が少い。特に畜産関係の協同組合といふのは牛の数とボスの数と同じだといふやうに、畜産組合には必ずボスが付いておる、そういうふうな協同組合は、名前は協同組合であつてもボス組合である、そういうもの

であつて、ただ畜産組合だからいい、協同組合だからいいといふやうなことを言つて、頼むべからざるものを頼んでやられても、そんなものはおよそ期待外れになる、私はそういうふうないろいろな基本的な考え方からこの法案の審議に入りたくない、この間あなたは見ええならなかつたが、課長さんが見えて、甚だ失礼だけれども、もう一遍おつけで顔を洗つて直して来いといふことを言つた。そういう基本的なものを片付けなければ、遺憾ながらこの土俵の中に飛び込みたくないといふことを申し上げて、私は只今申上げました数々の私の質問につきまして、次回に一つ御答へ頂きたい、こう思ひます。而も具体的な御答へを頂きたい。

○川口爲之助君 大体今までの質問でわかつたのであります。酪農振興の基礎が飼料の面、それからして、畜産、それから肥料加工の合理化、これにあるように思ひます。なにかんぞ重要な問題はやはり飼料の問題ではないかと思ひます。我が国のいわゆる畜産が濃厚飼料に依存し過ぎる。依存度が高い。何か雑誌などで見ますと、大体五〇％からして六〇％濃厚飼料に依存しておる。これでは安い牛乳はできない。乳価を維持するのには必要でありますけれども、安い牛乳を作るといふことが前提ではなからうかと思ひます。それについては飼料を先ず安くすることであらうと思ひます。そこで外国の例を見ると、スイスにしても山岳酪農、又ブラジルにしても特殊な牧草によつて殆んど濃厚飼料といふものは与えていない。それにもかかわらず立派な酪農国として発達いたしておる。だから我が国においてもさう

いう方針において指導して行つてもらわなければならない。今房州の横岡牧場では例のラデノークローバー乃至はアルファードといふやうな牧草を入れます、それを大町歩に互つて試作をしてあります。そうして酪農家にこれを分配しておるということでもあります。果してさういふもので内地の酪農飼料に適合し得るかどうかわかりませんが、けれども、先ず飼料を牧草によつて成るべく賄おうといふ方針に指導して参らなければ酪農の振興はなし得ないと思ひます。すでに本振興法案の実施に先立ちまして乳価は下りつゝあります。酪農の危機はもうすでに來ています。私は信じております。これを救うために一面において飼料を安くする、それからしてこれを農業経営の要素のうち酪農といふものを溶け込ませる、さうしていわゆる乳価を安くするといふことによつて、双方農業経済を補つて行く、こういうことでなければ酪農振興はできないと思ひます。この点に於いて、先ず牧草の研究ということが最も重要なことではないかと思ひます。それらの点につきまして何か具体的なお考えがあらますれば承わりたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 牛乳の価格の問題と思ひますが、これは、これにつきましても、できるだけ農家の地位を擁護するといふ意味から、牛乳の取引に對しましては本法で勿論十分とは申し得ませんが、文書契約等を協

同組合中心に締結させまして、そしてその契約内容を明らかにしますと同時に、紛争等のありました場合には、斡旋制度をとりまして、できるだけ不当に農民に価格のしわ寄せが来ないやうに措置をして参りたい、かやうに考えております。

○河野三君 私はこれで終りますけれども、まあい／＼考え方はいいのでありますけれども、およそこんなものは何と言ひますか、探やけていて、品川の御台場から横浜の火事を見ておるといふ話があるけれども、およそこんなものはピンぼけしてありますよ。こんなものは協同組合でやると言ひけれども、一体協同組合とは何ですかと私は言つておるのです。大資本の作つた協同組合です。あそこから金を借りて、牛を買つて、大資本がその組合を通して搾取して、作つた牛乳はその会社へ納める、こういう協同組合は協同組合とは言ひません。私はこの前この酪農振興法の審議に當つて、協同組合関係につきまして経済局長の御出席を求めておつたのだが、専門員室のかたが忘れておつたと思ひますが、私はこの審議に當つて協同組合の基本的な考え方について経済局長に伺ひたい。畜産局長、あなたは協同組合のほうの所管じやないけれども、協同組合、協同組合といつても協同組合にはピンからきりまであるのです。そんな農民の意思が反映しておるやうな協同組合といふのはむしろ数が少い。特に畜産関係の協同組合といふのは牛の数とボスの数と同じだといふやうに、畜産組合には必ずボスが付いておる、そういうふうな協同組合は、名前は協同組合であつてもボス組合である、そういうもの

○政府委員(大坪藤市君) 只今自給飼料の、特に草資源の増進につきましても御意見があつたのであります。御承知の通り、我が国の飼料資源は極めて貧弱であるのであります。その基礎の上に立つておるやうな酪農につきましても、今後是非ともやつて参らなくちゃならない問題がその草資源の開発、自給飼料の問題ではないかと思ひます。酪農が盛んになればなるほど、而

もその飼料の依存度合が濃厚飼料と申しますか、購入の飼料に依存しますればしますほど、その資源が極めて貧弱なる我が国の酪農にとりまして非常に破局的な事態を招来するという事は、これはもう目に見えた問題であるのであります。この問題に対処いたしまするために、私どものほうといたしましては特に自給飼料、そのうちの草資源の開発ということに全力を挙げたいと思うのであります。今回提出いたしました酪農振興法によりまする集約酪農地域の最大の狙いは、実は農業、特に自給飼料と密接に結び付きました酪農を振興する。購入飼料、特に外国から輸入いたしました飼料を六〇％も、或いは場合によつては九〇％も消費するやうな酪農というものは、これは我が国の現状からいたしまして、又將來から考えましてとるべき措置ではないのじやないか。かように考えまして、今回酪農振興法、これに基づきまして集約酪農地域の制度を設けておる次第であります。なお補助金その他の施設につきましても、重点的に牧野その他の草資源の開発或いは自給飼料の点につきましては相当力を入れて行くつもりであります。

○江田三郎君 先に資料の要求をしておきます。牧野の所有關係を、これを府県別及び所有者別、それからもう一つは、現在政府が奨励しておる牧草の地域及び土質によつて違いますが、そういうものの一覽、それから政府のほうで持つておられる牧草の研究機関の所在地と予算、これを資料としてお願いします。それからいろいろ質問がありますが、草地の改良計画を立てた場合に土

地所有者から異議の申立が出る。その際異議の申立を引つ込めない場合に、重大な支障がなければそのまま遂行するという事になつておるが、重大な支障がある場合には、その際にはどうするのか、これだけちよつとお聞きしたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の問題は、重大な支障がありまする場合には、結局におきましては計画変更する以外にないのであります。それを強行するといふわけには参らないと、かように考えております。

○江田三郎君 その問題についてこの次の委員会に農地局長を呼んで頂きたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 承知いたしました。

なお御質疑があろうと思ひますが、次回以降に譲りまして、本日はこれで散会いたします。

午後五時六分散会